

Non-Brahmin Movement in the Madras Presidency: a study on its relation with Communism

By Shiga Miwako

Self-Respect Movement, which aimed at radical socio-religious reform in order to uplift lower strata of Non-Brahmins including the Depressed Classes, was affected by Communism and had strong relationship with Communist Movement.

Communism propaganda by Self-Respecters was quite moderate in the meaning that its object of direct attack was vague and that illegal activity was carefully avoided. This “ moderation ” was intended firstly to attract support from various classes and communities and secondly to escape the suppression by the British Government.

Self-Respecters succeeded in this attempt, and Communism was spread widely in South India in 1930s in comparison with the other area of India where Communist organizations were declared illegal and suppressed.

This article firstly describes the origin of Non-Brahmin Movement and the socio-political background of the commencement of Self-Respect Movement. Secondly it explicates the relation between Self-Respecters and Communists, and finally analyses the character of Communism propaganda by Self-Respecters and its socio-political impact.

マドラス州における非バラモン運動の展開

共産主義との関係を中心に

志 賀 美和子

はじめに

20世紀初頭 南インドのマドラス州で開始された非バラモン運動は 宗教社会改革運動としての側面と政治運動としての側面を同時に有する多面的な運動として 在地社会はもとよりインド全体にも直接間接の影響を与えてきた。正義党が担った初期非バラモン運動から 20年代後半に始まる自尊運動 30年代末の反ヒンディー語闘争とドラヴィダ運動 そして60年代から今日に至るまでのドラヴィダ民族主義諸政党による運動というように目まぐるしく活動内容を変えつつも 非バラモン運動に一貫して流れる基本的立場は バラモン以外の諸カーストが「バラモンでないこと (=非バラモン)」への誇りをもって団結し バラモンに対抗しようというものである。この「非バラモン・アイデンティティ」を支える理論的枠組みとして バラモンを北インドから侵入してきたアーリヤ民族の子孫 非バラモンを征服された先住ドラヴィダ民族の子孫とし カースト制度はアーリヤ民族が被征服民を支配するために作り出した装置であると説明する。さらに19世紀にタミル語古典類が再発見されたことを踏まえて アーリヤ民族侵入以前に南インドにはドラヴィダ民族を担い手とする独自の古代文明が栄えていたと主張して「不可触民」をも含む非バラモン諸カーストに「ドラヴィダ民族」としての自尊心を与えた。

なお南インドでは 民族運動もバラモンに主導されていたために 非バラモ

ン運動は 民族運動とその推進団体であるインド国民会議派（以下 会議派）に対峙することになった。特に1920年代末から30年代にかけて 非バラモン運動の一潮流である自尊運動が急進化して共産主義と結びつき労働者を初めとする大衆への影響力を強めたことは 会議派にとって民族統一・民族独立を妨害するものであり 強い危機感を抱いたマドラス州会議派は 対抗上自らの政策の変更を余儀なくされたのである。

しかしながら 先行研究では 共産主義的自尊運動が果たした役割はおろか 自尊運動が共産主義化したという事実でさえ十分には分析されていない。そこで 先行研究の問題点を 非バラモン運動研究と共産主義運動研究に分けて整理検討してみよう。

非バラモン運動は 前述のように 非バラモン諸カーストがバラモン・カーストの政治社会的優勢に対抗するために「バラモンでないこと」を誇りにカーストの枠を超えて団結することを目指した。ただ 初期の運動は経済力をつけたエリート層による政治的権利要求運動としての性格も有していたために ケンブリッジ派の Washbrook 1975 や Baker 1967 は 政治的優勢を誇るグループとその既得権益を奪おうとする後発グループとの単なる派閥争いとして片付けてしまった。しかしこの解釈は 非バラモン運動を一貫して支えた理念とその文化的基盤を無視しており また1920年代後半に開始された自尊運動の政治社会的インパクトを考慮していない。従って これらケンブリッジ派の見方が一面的に過ぎることは明らかである。一方 [Hardgrave 1965] [Irschick 1969], [Arooran 1980], [Mangalamurugesan n.d.] は 非バラモン諸カーストの団結がドラヴィダ民族感情の高揚や独自文化への誇りに裏打ちされていたと強調する。特にArooranは 非バラモン運動を原初的感情すなわちドラヴィダ民族意識の発露と位置付けた。しかし カーストの枠を超えた「非バラモン」や「ドラヴィダ民族」という範疇は非バラモン運動のなかで創造されたものであるため これを「原初的アイデンティティ」とするのをもまた非バラモン運動

の多面性を十分に説明しているとは言えない。

また これらの研究は 非バラモン運動と共産主義の関係を軽視してきた。Mangalamurugesan n.d.], [Arooran 1980], [Irschick 1986] は 自尊運動の発展過程を説明する中で共産主義化に触れているものの あたかもそれが同運動指導者E・V・ラーマスワーム・ナーイッカル (通称EVR 以下EVR) の個人的嗜好であるかのように扱うか あるいは一過性のものとしており 共産主義グループとの関係には全く言及していない。[Hardgrave 1965] は EVR が個人的にロシアへ旅行したと触れるのみで 共産主義に傾倒したことさえ説明していない。[Geetha & Rajadurai 1998] は 自尊運動を「不可触民」の視点から捉えなおした意欲的な研究で 当時の工場労働者に「不可触民」が多かったことから自尊運動の共産主義化にも比較的紙幅を割いている。しかしやはり 自尊運動の共産主義化をEVR個人レベルにとどまったとし EVRにとって共産主義は平等追求理論の一部を成すに過ぎず 経済的不平等を全てカースト問題に還元して宗教批判に走り すぐに共産主義から遠ざかったと主張する。しかし自尊運動と共産主義の関係をEVR個人のレベルに帰してしまうと 自尊運動活動家から共産主義に共鳴した者や共産主義者として自尊運動に参加した者が多数現れたという現象を説明できない。

自尊運動は多面的運動である。つまり 共産主義を前面に出したり背後に隠したり 政治運動であったり 文化運動であったり 経済社会改革運動であったりと 自尊運動が自ら状況に応じて前面に押し出す性質を選択しているのである。例えば 自尊運動は一見共産主義から離れて宗教批判へとシフトしたような印象を与えるが それは 当時の政治状況に対応して前面に押し出すスローガンを変えたに過ぎず 共産主義を放棄したわけではない。

共産主義活動に関する研究は数多くあるが インド共産党の動向を追うものと 地方における共産主義活動を分析するものとに大別される。インド共産党史として代表的なものは , [Masani 1954], [Overstreet & Windmiller 1959]

Windmiller 1964], [Josh 1992], [Joshi 1992] 等が上げられる。これらの研究に共通するのは いずれも南インド とりわけマドラス州内タミル語域〔現タミルナードゥ州〕における共産主義活動に一切言及していないことである。これらの研究は 共産主義運動 = 共産党の活動と見なし あたかもインドの共産主義者が一丸となってコミンテルンの指示に忠実に活動したかのように記述している。コミンテルンに忠実とされるグループを仮に当時の呼称で「正統派」とすると、「正統派」に当てはまらないグループは 先行研究では共産主義者ではないかのように扱われている。タミルナードゥの共産主義活動が無視されていることは コミンテルンの指示に忠実だったとされる「正統派」共産党の基盤が相対的に脆弱だったことが原因と思われる¹⁾。

しかし南インドでは コミンテルンの指示に従わず、「正統派」共産党とも距離をおくM・シンガーラヴェールを中心とする共産主義グループが 1922年頃から活発な活動を展開していた。彼らは 大衆基盤拡充のために非バラモン運動勢力と共闘し 徹底した現実路線によって植民地政府の迫害も逃れることに成功している。

筆者は 自尊運動と共産主義が結びついたことが南インドへの共産主義の浸透に寄与したと考える。そしてその結果 民族運動を率いる会議派に危機感を抱かせ政策変更を迫ったということを考慮すれば 自尊運動と共産主義の関係とその思想内容を分析解明する必要がある。

そこで本稿は 自尊運動と共産主義の関係に焦点を当てる。第1章ではまず自尊運動の前段階としての初期非バラモン運動に焦点を当て 政治社会的背景運動の展開過程 その特徴および限界について述べる。第2章では 自尊運動の展開・変質過程を分析し 共産主義勢力との関係及び組織実態を解明する。第3章では まず自尊運動による共産主義宣伝内容を分析整理する。次に視点を改めて 自尊運動弾圧の是非を巡る植民地政府内部の対立を紹介することにより 共産主義的自尊運動の特徴を焙り出す。なおこれらの一連の作業は 非バ

ラモン運動の政治社会的意義を再考するものであり、今後の研究において、マドラス州会議派の30年代後半からの政策変更の実態とその原因を探っていく上での布石ともなるであろう²。

第1章 初期非バラモン運動開始の背景と特徴

自尊運動開始の背景を理解するには、その前段階となる初期非バラモン運動を知ることが不可欠となる。初期非バラモン運動とそれを率いた正義党については、非バラモン上層カーストとバラモンの派閥争いとする研究や³、自尊運動と対比させて宗教社会的保守性を強調する研究⁴が主流となっている。確かに正義党は自尊運動に比べれば宗教社会改革の点で「保守的」であり、年を経るに従って革新性を喪失していったことは否めないが、しかし初期非バラモン運動が当時の社会に与えた衝撃と影響は無視し得ぬものであり、その革新的な思想基盤は自尊運動に引き継がれていることを看過するべきではない。そこで本章では、自尊運動の前段階としての初期非バラモン運動の展開について紹介していこう。

1 非バラモン運動開始の要因

非バラモン運動が南インドで開始された原因を考えるに際しては、まず南インドが経験した北インドとは異なる歴史的経緯を考慮に入れなくてはならない⁵。北インドと異なり、ムガル帝国の支配が一時的なものに終わった南インドでは、大小のヒンドゥー諸国家や在地勢力が拮抗した。これらの王権や在地勢力は、ヒンドゥー寺院に寄進を行うなどして保護し、寺院を通じて領土支配の安定を図った。その見返りに、バラモンは寺院僧侶として支配の安寧を祈願し、王権の正統性を演出した。こうしてバラモンは、王権と互惠的関係を結ぶこ

とによって 政治経済的にも勢力を伸ばしてきた⁽⁶⁾。また南インドでは クシャトリアやヴァイシャの範疇に入るカーストが存在しないことから バラモンと他の諸カーストとの宗教的地位のギャップも北インドより大きかった。さらに北インドのカーヤスタに相当するような書記カーストが存在しないために バラモンは唯一の知識カーストとして一層優位性を強めた。このように 南インドのバラモンは ヒンドゥー国家の下で宗教・教育・政治などあらゆる面において他のコミュニティを凌駕してきた。その状況は インドがイギリス植民地支配下に入った後も変わらなかった。というのも バラモンはいち早く環境変化に対応し 西欧的教育を受けて植民地政府の官職や専門職に進出していったからである⁷。

しかし 19世紀末になると 非バラモン・カーストの中でも有力商人カースト「チェッティ等」や有力農民カースト「ナーイドゥ ムダリヤール等」の一部が経済力を伸ばし その経済的地位にふさわしい政治社会的地位を得られていないことに不満を抱くようになった。植民地支配体制の中で政治社会的地位を高めようとするれば バラモンのように植民地政府の官職や専門職につくしかない。しかしそのためには 西洋的教育 特に英語教育が不可欠である。有力非バラモンは 現地語に関しては識字率を上昇させていたものの〔表1〕英語についてはバラモンに遠く及ばなかった〔表2〕。そこで非バラモンは まず教育活動に乗り出した。1909年にマドラス非バラモン協会「Madras Non-Brahman Association」⁸を結成したのを皮切りに マドラス統一連盟「Madras United League」⁹などの教育団体を次々と設立し 子弟の教育レベル向上に努めた。1914年にはマドラス市内に学生寮「ドラヴィダ・ハウス」が設立され それまでカースト規制によって部屋を見つけるのに苦労していた非バラモン学生に便宜を図った¹⁰。

これらの活動の特徴は、「非バラモン」の団結を旗印に掲げたことである。以前にも教育水準の向上によって社会的地位を上げようとする活動は存在した

マドラス州における非バラモン運動の展開

表1 カースト別地域語識字率 男性 単位%

	1901年	1911年	1921年
タミル・バラモン	73.6	71.9	71.5
テルグ・バラモン	67.3	68.2	59.7
ナーヤル	39.5	41.9	42.9
チェッティ	32.0	39.1	39.5
クリスチャン	16.2	20.4	21.9
ナーダル	15.4	18.1	20.0
バリジャ・ナーイドゥ	14.3	20.9	22.3
ヴェッラーラ	6.9	24.6	24.2
カンマ	4.8	12.2	13.6
レッディ	3.8	9.0	10.2
ヴェラマ	2.5	3.6	7.0

Census of India, Madras, 1901, 1911, 1921より作成

表2 カースト別英語識字率 男性 単位%

	1901年	1911年	1921年
タミル・バラモン	17.88	22.27	28.21
テルグ・バラモン	10.84	14.75	17.37
クリスチャン	2.72	4.41	5.47
ナーヤル	1.54	2.97	4.57
バリジャ・ナーイドゥ	0.98	2.60	3.43
ヴェッラーラ	0.19	2.12	2.37
チェッティ	0.15	0.98	2.34
ヴェラマ	0.06	0.41	0.63
ナーダル	0.05	0.30	0.75
レッディ	0.04	0.20	0.40
カンマ	0.03	0.20	0.45

Census of India, Madras, 1901, 1911, 1921より作成

がそれはあくまでもカースト単位の活動であった¹¹⁾。しかし新しい運動ではカーストの枠を超え、バラモン以外の諸コミュニティが「非バラモン」という新しいアイデンティティの下に一体となって発展していくことが目指されたのである。それゆえにこれらの一連の活動は「非バラモン運動 (Non-Brahmin Movement)」と称された¹²⁾。

非バラモン・アイデンティティは、19世紀後半に始まった文化現象、つまりドラヴィダ系語族の発見と「ドラヴィダ民族」概念の創出に支えられていた。19世紀後半、キリスト教宣教師で言語学者でもあったR・コールドウェルは

南インドに北インドのアーリヤ系言語とは異なる諸言語が分布していると指摘し、これをドラヴィダ語族と命名した¹³。インド学者のH・H・リズリーは南インドの住民の肌色が北インドに比べて黒いことをドラヴィダ語族論と関連づけて人種分布は言語分布と一致すると主張し、さらに白色人種アーリヤ人と黒色人種ドラヴィダ人の混血の度合いによってカーストの上下が決定されたというカースト起源論を唱えた¹⁴。

非バラモン運動は、このカースト起源論を活用して、なぜカースト制度ではバラモンが頂点に立ち自分達非バラモンがその支配下に置かれているのかを説明しようとした。その結果、ドラヴィダ人が南インドの原住民であったが、アーリヤ人が北からインドへ侵入してドラヴィダ人を南部に追いやり、支配体制を安定化するためにアーリヤ人を頂点とする身分制度を整備した、という理論を打ち立てた。すなわち、カースト制度は征服民族アーリヤ人であるバラモンが先住民ドラヴィダ民族を差別抑圧するために創出した制度に過ぎず、バラモンの宗教的優越性は恣意的に作り上げられた幻想である、という説明である。こうして、西欧のインド学者が唱えたドラヴィダ語族論とカースト起源論は、非バラモン運動において征服・被征服という要素が付加され、〈バラモン＝侵略者アーリヤ民族〉対〈非バラモン＝原住民ドラヴィダ民族〉という対立構図が構築された。さらにこれを根拠に、非バラモン運動は、バラモンでないことは恥ではなくむしろ栄光あるドラヴィダ文化の担い手の子孫であることを誇るべきだと主張した。このことは、当時バラモンをはじめとする上層カーストの慣習を模倣することによってカーストの宗教的社会的地位を上昇させようとする傾向「サンスクリタイゼーション」¹⁵が強かったことを想起すれば、極めて特異であった¹⁶。

2 政治への参入 正義党結成

ここまでの非バラモンの活動は 教育普及を主眼とする非政治的なものであったが その流れを変えたのがアニー・ベサントを中心とする自治要求運動の開始である。神智協会¹⁷の一員として1893年マドラスに上陸したベサント夫人¹⁸は 古代インド文化の素晴らしさに開眼し 当のインド人 特に関心層が伝統文化を正当に評価していないと考え サンスクリット古典の研究と古典文化教育の振興に乗り出した。エリート層が西欧的価値観を身につけてインドの伝統社会を改革することによって西欧に追いつこうとするのに異議を唱えて 伝統への回帰を促した。ただし ベサント夫人が称揚した「古代インド文化」や「伝統」は イスラーム勢力が進出する前の文化であり すなわちヒन्दゥー教文化しか対象とされなかった点に注意を喚起しておきたい¹⁹。ベサント夫人は 次第に 外国支配の下で従属状態に置かれていては過去の栄光を再興することすることが出来ないと考え始める。1914年に会議派に入党し 植民地政府への陳情しか行ってこなかった旧来の指導層に対して自治権要求という新しい運動目標を示し 1916年9月には自治連盟 Home Rule League を結成した²⁰。

この自治要求運動が 非政治的活動で満足していた非バラモンの危機感を煽った。当時官職のインド人枠はバラモンがほぼ独占していたため 万が一自治権が付与されればバラモンが要職を独占してバラモンに有利な政策を断行するのではないかと危惧されたのである。しかも自治要求運動の先頭に立つベサント夫人は ヒन्दゥー教とサンスクリット古典を賛美し インド古代文化の栄光を体現する階層とみなしたバラモンとばかり交流していたため 自治連盟はあたかもバラモン団体の様相を呈していた。その結果 非バラモンの間では、「自治とは イギリス支配からバラモン支配への変質を意味し 非バラモンの利益

が侵害されるようになる²¹⁾」という意見が強まった。こうして バラモンへの対抗手段として政治団体を設立する必要性が議論されるようになっていった。

1916年11月20日 非バラモン・カーストの有力者T・M・ナーヤル²²⁾とP・ティヤーガラージャ・チェッティ²³⁾を中心に 南インド人協会〔South Indian People's Association〕が結成された。同協会は 非バラモンの不満を表明し政治的意見を公に伝えるために機関紙を持つことが重要だと考え 英字紙と地方語紙を発行することを決定した。

1916年12月、『非バラモン宣言』が大々的に発表された。同宣言は 以下のような内容をもつものであった。 マドラス州人口の99%を占める非バラモンは 経済的に重要な位置を占めており教育的にもバラモンに匹敵する力を持っているにもかかわらず それにふさわしい地位を与えられていない。一方バラモンは 人口が1%にも満たないにもかかわらず官職をほぼ独占している。イギリスは 中立的な立場に立って様々なコミュニティの間で公正を保ち まとまりのないインド社会を束ねることができる唯一の存在である。したがって非バラモンは イギリスの支配を脅かす意図はない。非バラモン諸カーストは 団結して その経済的地位と人口比に見合った政治的地位を要求していかなければならない²⁴⁾。

『非バラモン宣言』は マドラス州内に大きな反響を呼んだ。ベサント夫人を筆頭とする自治連盟メンバーの反応は極めて攻撃的で、「会議派に敵対し自治要求の理念を否定する非愛国的行為だ」と酷評した²⁵⁾。そのため 南インド人協会に好意的な新聞は勿論 中立的な立場に立っていた新聞でさえ 自治連盟に集結しているバラモンは狭量だと非難し 非バラモンに同情的な意見を寄せるようになった²⁶⁾。『非バラモン宣言』に対する自治連盟の露骨な敵愾心は バラモンに対する非バラモンの嫉妬を反感へと導いていった。

1917年8月20日 イギリス本国においてモンタギュー宣言が発せられ インド統治体制を改革することが決定された。その結果 あらゆるコミュニティの

利害を把握し改革案に反映させるという名目でイギリスから使節団が派遣されることになった。これを受け 非バラモンは 非バラモン全体の代表として使節団を迎えるために政治活動に重点をおく組織が必要だと考え 1917年10月に南インド自由連合「South India Liberal Federation」を発足させた。この政党は 既に南インド人協会が発行していた英字新聞「正義」(Justice)を機関紙としたことから一般に正義党「Justice Party」と呼ばれる。

正義党は 広範な支持を受けていると使節団に印象付けるために「不可触民」やムスリム キリスト教徒²⁷⁾の支持も獲得しようとし その利益に配慮するようになった。それまで「非バラモン」という範疇にいかなるコミュニティが内包されるのか具体的には定義されていなかったが 正義党は バラモンに抑圧され搾取されている者全てが「非バラモン」とであると主張し 非バラモンの下層カーストや「不可触民」のみならずムスリムやキリスト教徒にも合同を呼びかけた²⁸⁾。正義党の方針を反映して、「正義」を始めとする非バラモン運動系新聞も「不可触民」差別を告発する記事を盛んに掲載するようになった²⁹⁾。

正義党が使節団に要求したのは 非バラモンに分離選挙権³⁰⁾を認めることであった。インドは単一民族国家ではなく特に南インドでは民族問題が顕著であるとして、「南にはバラモンと非バラモンの別がある。前者は侵略者アーリヤ民族であり 後者は征服された先住ドラヴィダ民族である。バラモンと非バラモンの両民族の利害は一致せず 分離選挙制度が導入されなければ 非バラモンは永久にバラモンに抑圧されることになる」と訴えたのである³¹⁾。なおインドは単一民族国家ではないというこの主張が 民族統一を目指す会議派と鋭く対立したのはいうまでもない。正義党の活動は効を奏し 1919年末 マドラス州においてのみ非バラモンに留保議席 分離選挙権は認められなかった³²⁾を与えるという決定が下された。留保される議席数は立法参事会の指名議席を除く93議席中28とされた。これは、「非バラモン」というコミュニティの存在が法制的に承認されたことを意味した。

新しいインド統治体制は 会議派や自治連盟が描いていた自治構想とはかけ離れていたため 会議派は1920年11月に実施されたマドラス州議会選挙をボイコットした。その結果 正義党が立法参事会全127議席のうち81議席を獲得しインド人を首班とする初の州政府を組閣することになった³²。

正義党内閣は 非バラモンを優遇する政策を次々と実行した。その主なものが2度に渡って施行されたいわゆるコミュナル政令 (Communal Government Order) である。1921年9月に施行された第1次コミュナル政令は 全ての省庁に コミュニティ別採用枠を設定すること³³ コミュニティ別雇用状況を半年毎に報告することを義務付けた。これによって 公職への非バラモンの採用人数は劇的に増加した³⁴。さらに1922年8月の第二次コミュナル政令は雇用のみならず昇進に関してもコミュニティ別枠組みを設けるよう指示した。

なおここで 正義党内閣が「不可触民」などの被抑圧階層の地位向上にも配慮したという事実に注意を喚起したい。先行研究は 正義党による初期非バラモン運動が下層非バラモン諸カーストの利益を完全に無視したという評価を下してきたが³⁵ 正義党は 次の2点において「不可触民」の地位向上に貢献している。第一に 政策面において 郡議会・村議会の議員指名権を持つ県議会議長に対して、「不可触民」やムスリムなどの「少数派コミュニティ」を優先的に指名するよう政令で義務付けた³⁶。県別行政報告書にある地方議会の議員構成を見ると、「不可触民」やムスリムが相当数を占めるようになったことが分かる³⁷。従ってこの政令は一定の効力を発揮したといえよう。第二に 正義党は、「不可触民」に「アーディ・ドラヴィダ (Adi Dravida 原ドラヴィダ人の意)」という新たな呼称を普及させた。この名称は 非バラモン運動の民族・カースト理論において 侵略者アーリヤ人「バラモン」に対して最も勇敢に最後まで抵抗した先住ドラヴィダ人が「不可触民」の地位に貶められたという説明に基づく。これによって、「不可触民」は 宗教上不浄であるがゆえに最下層にあるのではなく歴史的経緯によって不当な扱いを受けているという

解釈を施された。「不可触民」の多くがこの説明を積極的に受容し、「アーディ・ドラヴィダ」を自称するようになった。こうして「不可触民」は正義党を支持するか否かにかかわらず非バラモン運動の波に乗ることによって自負心を持ち権利意識に目覚めていったのである³⁸⁾。

このように非バラモン運動は単なる派閥争いではなく、「非バラモン」全体に文化的自負心を呼び覚まし政治的利益を保障した点において南インドの政治社会に大きな影響を及ぼした。しかし正義党はヴェッラーラやレッディといった地主カーストやチェッティなどの有力商人カーストを主な支持基盤にしていた³⁹⁾。新興エリートである彼等はライバルのバラモンを抑えて政治権力を握ってしまうと急進的な宗教社会改革を敢えて推進しようとはしなかった。その意味では上層非バラモンが示した宗教社会的革新性は二義的なものであった。例えばカースト制度に対する態度を見てみると初期非バラモン運動はバラモンの優位性を否定しカースト差別を批判しながらもカースト制度自体を廃止しようという主張は現れなかった。またカースト制度から生ずる様々な経済的不利益や矛盾についても上層非バラモンは対応しようとはしなかった。例えば正義党が政権を握っていた1920年から22年の間にマドラスでは初めて大規模な労働争議が多発した。そして労働者の大半は下層非バラモンであったにもかかわらず正義党は彼らが置かれた経済的社会的苦境を理解することが出来なかった。労働者は正義党政権に期待を寄せていただけにそれが裏切られたと感じた時の失望は大きかった。

ただし非バラモン運動の理念そのものに対する共感まで失われることはなかったということは重要である。むしろ非バラモン運動の効果で非バラモンとしての自尊心や向上心が下層カーストにも浸透しつつあったからこそ正義党にたいする下層カーストの不満が増幅し非バラモン運動の新潮流として自尊運動が始まる原動力となったのである。

第2章 自尊運動と共産主義運動の共闘

1925年に開始された自尊運動は、非バラモン運動の基本的思想を継承し一層急進的な宗教社会改革を推し進めた。そして次第に、宗教社会的要因と政治経済的要因が複雑に絡み合って下層カーストの地位を貶めていると認識するに到り、共産主義への関心を強めていく。始めに述べたように従来の研究は、EVRは訪ソを契機に33年以降急速に共産主義へ傾倒したものの、すぐにこれを放棄したとしてきた。しかし本稿は、次の3つの理由からこれに異議を唱えたい。第一に、自尊運動の共産主義化は、EVRの訪ソ後に突然起こった現象ではない。自尊運動活動家は、20年代後半時点で既に社会主義思想に傾倒し、シンガーラヴェールとの関係も築いていた。第二に、自尊運動の共産主義化は、EVRの個人的嗜好でも一過性でもなく、自尊運動活動家とシンガーラヴェール等共産主義者との共闘は継続され、広く共産主義を伝えるのに貢献している。第三に、共産主義を放棄したように見えるのは、実は自尊運動が戦略的に共産主義色を希釈したためである。第三の点については、第3章で自尊運動の宣伝内容を分析する際に論証していくことにし、本章では自尊運動と共産主義勢力の関係を主に組織面から追いつつ、第一と第二の点を検討する。

1 下層カーストの台頭と自尊運動の開始

自尊運動は、1925年、EVR⁴⁰によって開始された。EVRは、1879年、コーインバトール県イーロードに生まれた。裕福で信仰心の篤い両親の下で正統派ヒन्दゥー教徒としての教育を受け、20代にはベナーレス巡礼までしたが、その間にカースト制度への疑念を抱いたとされる。ガンディーの非協力運動に心酔して1920年会議派に入党し、タミルナドゥ会議派委員会委員長の地位に

まで上り詰めた⁴¹。しかし 指導層を占めるバラモンの抑圧的で排他的な態度に反発し 非バラモン運動に惹かれていった⁴²。

彼が従来の非バラモン運動活動家と異なる点は 非バラモンの中でも特に下層カーストの地位向上に重点を置いたことにある。例えば EVRの名を一挙に高めたヴァイッカム・サティヤーグラハは、「不可触民」の権利のための戦いであった。トラヴァンコール藩王国の一都市ヴァイッカムでは、「不可触民」は 寺院の境内に入ることはおろか寺院周辺の道路を通行することさえ許されず迂回を余儀なくされていた。EVRは 当地における「不可触民」への激しい差別的慣行⁴³に抗議して 1924年 道路の使用許可を求める運動を開始した⁴⁴。このときのEVRの精力的な活動とヒンドゥー教の「悪弊」を批判する扇動的な演説は トラヴァンコール藩王国のみならず隣のマドラス州でも様々な反響を引き起こした。マドラス州会議派のバラモン指導層はヒンドゥー教が危機に瀕していると過剰反応し EVRの急進的な言動を批判した。事態はインド中に知れ渡り ガンディーが調停に乗り出すまでに発展した。結果的には藩王等の決断により寺院前の道路がカーストの区別なくあらゆる人に解放されることになった。この運動を機に EVRは「ヴァイッカムの英雄」と称され非バラモンの中でも下層カーストの地位向上に心を砕く人物として知られるようになった。この他にもEVRは 会議派がティンネヴェリ県カリダイクリチに設立した学校において食堂がバラモン用と非バラモン用に分けられていたこと⁴⁵に抗議して バラモン専用食堂の廃止を求める論陣を張り 下層カーストの指導者としてのイメージを固めた⁴⁶。

この一連の事件は EVRのバラモンへの反感とバラモンが牛耳る会議派への失望を決定的なものにした。EVRは会議派を離脱し 1926年のマドラス州立法参事会選挙では会議派のライバルである正義党を支援した。しかし 正義党も宗教社会改革に対するかつての熱意を失っており EVRが構想する下層非バラモンのための活動を実行する主体としては不適切であった。そこでEVR

は 独自の非バラモン運動 すなわち自尊運動 (Self-Respect Movement) を開始することを決意した。

自尊運動は 非バラモン諸カーストに対して 地位を上げる手段として バラモンの慣習を模倣するいわゆるサンスクリタイゼーションに依拠するのではなく ドラヴィダ民族の末裔たる非バラモンとしての誇りを持ち非バラモン・アイデンティティを軸に団結してバラモンに対抗するよう訴える点では 正義党の思想基盤を受け継ぐものである。しかし自尊運動は、「不可触民」をも含む下層カーストの地位向上を主眼としていた。そしてその目的ゆえに 運動が発展するにつれて必然的に急進化していった。

例えば 創生期の自尊運動が攻撃したのはヒンドゥー教法典類とバラモン僧侶で ヒンドゥー教そのものではない。法典類批判の理由は それらが「迷信」や「悪習」を正当化するための典拠として利用されてきたためである。「迷信」「悪習」とは 異カースト間の共食禁止や通婚禁止などの慣行をさす。EVRはカースト毎に遵守すべき慣習が定められ しかもそれらに宗教的理由が与えられていることがカースト差別撤廃の障害になっていると考えた⁴⁷。特に「不可触民」が宗教上の意味で不浄とされて寺院や井戸 道路の使用を禁じられていることは 差別を助長する悪弊の最たるものであり 断固廃止すべきだと主張した⁴⁸。

EVRはさらに バラモン僧侶が法典類を自分達に都合良く解釈して権威を保っていると非難した。そのようなバラモンが行う宗教儀礼は迷信的で意味がないとし 全ての人は儀式に頼らなくても直接神に祈ることができると説いて 神との直接対話を促した。ただし どうしても儀礼を行いたい場合は、「カーストの優劣を信じない人物」に「サンスクリット語を交えずタミル語のみを使用する儀礼」を執り行ってもらおうよう指示しており⁴⁹ ヒンドゥー教信者への一種の譲歩が見られる⁵⁰。このように自尊運動は 正義党に比べれば急進的傾向を示したものの 初期段階ではカースト差別を批判してもカースト制度

の廃止は唱えず、ヒンドゥー教自体を攻撃の対象にすることもなかった。

しかし、カースト差別への批判を強めれば強めるほど、カースト制度そのものと、その制度を正当化している思想体系すなわちヒンドゥー教への疑念が生じることは避けられなかった。こうして自尊運動は、1929年ごろから、迷信や悪習だけではなくヒンドゥー教そのものを攻撃の射程に入れるようになる。1929年2月チングルブットで開催された自尊会議（第1回州大会。以下、チングルブット大会⁵¹）の開会演説は、その端緒となった。

我々は、ヒンドゥー教のせいで利己的になってしまった。というのも、無知な僧侶が我々に同胞の魂の救済など考えずに自分の魂の救済だけを考えるよう強制してきたからだ。しかし、真の宗教とは、現世を住みやすくすることを目指すものだ。自分のことだけではなく他人の幸福にも配慮するようになれば現世も住みやすくなる。しかし、カースト制度を基盤とする社会が続くようでは、それは不可能だ。そこで自尊運動は、現世を住みやすくすることを目的にすると宣言する⁵²。

つまり、ここで初めて自尊運動は、カーストが存在する限り他人を思いやる社会は実現しないとしてカースト制度の廃止を訴え、さらにヒンドゥー教自体を利己的で排他的な宗教として断罪したのである⁵³。

利己的彼岸主義を排し現世を改革するという基本方針を固めた自尊運動はさらに急進化する。まず、社会全体を抜本的に改革するには運動の影響範囲を拡大する必要があると考えて、組織強化に乗り出した。既に自尊運動は、正義党に飽き足らなくなっていた非バラモン運動活動家スレーンドラナート・アーリヤ⁵⁴等に加えて、ダンダパーニー・ピッライ⁵⁵、J・N・ラーマナートン、S・カンナッパ等、貧困層の地位向上に関心を抱く人物の支援を受けて活動範囲を広げていたものの⁵⁶、組織的な活動はなされていなかった。そこで

チングルプット大会は 自尊運動の正式な組織として自尊連盟 (Self-Respect League) を発足させた。連盟は 中央委員会とユニオン (unions) からなる。ユニオンは自尊連盟に加盟する組織で 自尊運動の理念に則った活動を行うボランティア団体とされる。したがって厳密には党支部ではないが 活動内容については中央委員会の監督を受けるものとされた。中央委員会は自尊集会で選出され そこから15名の幹部が選出されることになった⁵⁷。黨員資格としては 個人の平等・自由・正義を保障する社会の再構築⁵⁸)という党の目的に従い 生まれに基づく宗教的・社会的・政治的特権を放棄し かつバラモンでない人間なら誰でもメンバーになれるとして 広く門戸を開いた⁵⁹)。1929年2月時点で ティルチラーパッリ マドゥライ イーロード ティンネヴェリに常設支部が設置された⁶⁰。

1930年の第2回州大会 (イーロード) は チングルプット大会で示された基本方針を実践するための具体的活動内容を提示した⁶¹。カースト制度廃止の手段としては 異カースト間結婚の奨励 カーストシンボル⁶²の使用禁止などが決定された⁶³。僧侶としてのバラモンの地位を崩壊させるためにはその収入源を断つ必要があるとして、「寺院を建てない 儀礼に金を使わない バラモン僧侶を雇わない」という方針が打ち出された⁶⁴。また 幼児婚問題等 19世紀に改革法が整備されたもののヒンドゥー教徒全般からの激しい反対にあって改革が頓挫していた微妙な問題に切り込み これらの「ヒンドゥー教の悪弊」を率先して中止するよう非バラモンに求めた。

さらに同大会は 初めて「不可触民」制度を廃止すると明言した。ここで注目されるのが 具体的手段として「不可触民」の寺院入場権を要求したことである。「不可触民」の寺院入場権を法的に保証するよう要求することは「宗教の領域」への干渉であるとして1925年ヒンドゥー寄進財法によって事実上不可能となり 以来寺院開放を求めること自体が一種のタブーになっていた⁶⁵)。しかし自尊運動が敢えてそのタブーに挑戦したのは、「世俗的」施設での差別

がなくなっても、「不可触民」制度を理論的に支えるヒンドゥー教を体現する宗教施設（寺院）での差別をなくさなければ根本的解決にならないと考えたためであった。

このように新方針は非バラモンが自ら積極的にカースト制度廃止に向けて行動することを提言した。これまでの自尊運動がカースト差別の責任をバラモンに押し付けてバラモン攻撃に集中してきたのに対して新方針は非バラモンにも実践を促したという点でよりラディカルであった。こうして自尊運動は非バラモン側にも認識の変革と実践を促すことによってカースト制度の根絶に向けて一步を踏み出した。

1931年の第3回州大会（ヴィルドナガル⁶⁶）で採択された決議は前大会からさらに一步進んでカースト制度廃止を妨害する諸政党を直接間接に糾弾した。決議内容は以下の4点である。

カースト制度廃止を推進する

ヴァルナーシュラマ・ダルマ⁶⁷を推進するような会議派の運動に対抗する社会改革にたいする政府の厳格な中立性は遺憾である

カッダール（手紡手織綿布）推進はインドの経済社会発展を阻害するものである⁶⁸）

はガンディーがカースト毎に世襲されてきた伝統的職業を重視しカースト別職業学校を推進しようとしていたことへの批判である。ガンディーは「不可触民」差別の撤廃には熱心であったがカースト制度自体については人間が神から与えられた能力を生かす理想的分業体制として擁護していたため自尊運動の理念とは相容れなかった⁶⁹。はガンディーが推奨するカッダールが外国産布に比べて高価なためカッダール奨励策と抱きあわせの外国製品ボイコット運動が貧困層の生活を圧迫しているという現実を踏まえたものである⁷⁰。は、「政教分離」理念への抵触を恐れて「不可触民」差別を法的に禁止することを忌避してきた政府を婉曲的に非難していた。従ってここに「ヴァ

「イッカムの英雄」として名をあげたEVRと自尊運動のラディカルな信条が集約されているといえよう。

2 共産主義への傾倒と自尊サマダルマ党結成

自尊運動活動家は「下層カーストの地位の低さが」宗教的要因にのみ帰せられるのではなく経済社会構造とも複雑に絡み合っていることを認識した。例えば、「不可触民」問題ひとつをとっても、「不可触民」出身の工場労働者は「宗教的地位の低さから職業選択の幅が極度に狭められるために」ストライキが長期化すると「臨時職を見つけやすい他カースト出身の労働者よりも経済的苦境に陥りスト破りをせざるを得ず」一層他カースト労働者から差別されるという悪循環に陥っていた。EVRは世界恐慌の打撃により労働争議や農民闘争が相次ぐのを目の当たりにし「共産主義思想にも触発されて経済問題にも注意を払うようになった⁷¹⁾。

自尊運動の共産主義への傾斜が明確に現れるのは1928年である。この年の11月「EVRは英語誌『革命 (Revolt)』を創刊した。これはタミル語紙『人民政府 (Kutī Aracu)』(1924年創刊)と共に自尊連盟の機関誌となり、その名称が示すとおり共産主義の影響が色濃い記事を掲載した⁽⁷²⁾。さらに1931年3月にヒンドゥスターン社会主義共和国軍のバガット・シン等が処刑された事件は「自尊運動の共産主義への共感を公に表明する契機となった。処刑直後の4月5日、ティンネヴェリ県トゥティコリンで開かれた自尊会議は「バガット・シンの勇気を称え「彼等が掲げていた社会主義・共産主義がインドにもたらす利益を歓迎する」という決議を採択した⁷³⁾。

自尊運動が経済問題も視野に入れた活動へ転換するにつれて「共産主義者の方も自尊運動に注目するようになる⁽⁷⁴⁾。当時タミルナドゥを中心に活動していた共産主義者M・シンガーラヴェールが「コミンテルン及び「正統派」共

産主義者から距離を保ち独自の活動を展開していたことが自尊運動との連携を可能にした。インドでは M・N・ローイによって1922年ごろから共産主義宣伝が始まった。ローイ自身は国外にいたことから その活動はパンフレットや雑誌による思想紹介かエージェントを介したものだ。マドラスの場合は雑誌『前衛 (Vanguard)』配布による宣伝が中心で 当初会議派メンバーだったシンガーラヴェールも同誌を通じて共産主義に傾倒していった。彼は 共産主義者となったあとも コミンテルンとローイの指示がインドの実情に照らして不適切であるとして独自路線をとる。それは 将来社会主義国家を樹立するための非合法活動より 現在の貧困層の生活環境向上を最優先して合法的活動を重視するという現実路線であった。この目的を達成するために最初は会議派に期待したが 次第に指導層の保守性に失望するようになった。その頃 同様に会議派指導層に絶望して独自の運動を始めたのがEVRであり シンガーラヴェールは 会議派に変わる共闘相手として自尊運動に着目したのである。会議派に見切りをつけて脱党しようとしていた彼にとって 下層カーストを中心に広く支持基盤を拡大している自尊運動は 会議派に替わる共闘相手として魅力的であった⁷⁵⁾。

自尊運動の共産主義への傾倒は 非バラモン運動全般に波紋を投げかけた。まず正義党は 会議派に対抗するために若手党員が中心となって一時期EVRと協力関係を結び 機関紙の一つ『ドラヴィダ民族 (Dravidian)』の編集を委任していたが 自尊運動がヒन्दゥー教自体を攻撃するようになった上に共産主義まで喧伝し始めると 指導部と若手党員との間で対立が生じた。指導部は自尊運動の急進化に反発して距離を取るようになり、『ドラヴィダ民族』が共産主義プロパガンダ紙に陥るのを恐れてこれを切り捨てた⁷⁶⁾。一方 若手幹部を中心に共産主義思想に共鳴して労働組合を接点に大衆基盤の確立を目指すグループが生まれ、『正義党左派⁷⁷⁾』と称される勢力を形成したが 正義党と袂を分かち自尊運動に吸収されていった⁷⁸⁾。自尊運動内部からも左傾化に

抵抗する動きが生じた⁷⁹⁾。自尊連盟は 委員長のR・K・シャンムガム・チェッティがコーインバトゥール県の実業家であることに象徴されるように 少数とはいえ富裕層をメンバーに含んでいた⁸⁰⁾。彼等は宗教社会改革運動としての自尊運動を支持していたのであって 政治経済革命を望んでいたわけではなかったために 共産主義化に歯止めをかけようとした。

正義党との遊離 自尊運動内での対立拡大に比例するように EVRとシンガーラヴェールとの関係は急速に緊密になった⁸¹⁾。シンガーラヴェールの影響の下で EVRは共産主義への関心を一層強め 1931年末からソヴィエト・ロシアを訪問視察する決意を固める。2人は EVRの帰国後にその知見を生かして共産主義組織を創設すること EVRの不在中はシンガーラヴェールがその準備作業を進めることで合意した⁸²⁾。

1931年12月13日 EVRはマドラス港からマルセイユに向けて出航した。S・ラーマナータンとEVRの甥のランガースワミ・ラーマスワミが同行した⁸³⁾。4ヶ月以上にわたるロシア滞在中 各地の集団農場や工場を視察し 貧富の差がないことや農奴出身者が政府の要職についていることに強い感銘を受けたという。メーデー集会では インド社会の現状についての講演を依頼され、「被抑圧階級」の貧困状況について演説した⁸⁴⁾。その後ベルリンへ移って反帝国主義連盟の幹部と接触し⁸⁵⁾ 6月15日ロンドンに到着するとイギリス共産党に迎えられ 同党員のC・P・ダットとS・サクラトワラーの保護を受けた。イギリス滞在中は ヨークシャーの炭鉱労働者のデモに参加したり無神論について勉強会を行ったりした⁸⁶⁾。その後は アイルランドやスペイン等 革命運動の中心地を歴訪した⁸⁷⁾。彼の精力的な欧州視察は1年にも及んだ。

一方シンガーラヴェールは EVRの留守中に着々と新党結成の準備をすすめた。彼の計画は EVRを党首とする政党を結成して州議会で議席を取り 議会活動を通じて労働問題に取り組みつつ共産主義の理念を浸透させていくというものであった⁸⁸⁾。この構想への賛同者を得るため 自尊運動活動家の協

力を得て各地で様々な会合を開いた。

しかしシンガーラヴェールの活動は 一部の自尊連盟指導層にとっては 自尊運動そのものを共産主義へと塗り替える乗っ取り作戦と映った。1932年5月 W・P・A・スンドラパーンディア・ナーダル⁸⁹を始めとする自尊連盟中央委員会の委員5名が声明を発表し、「自尊運動が無責任な人間に支配され自尊連盟の真の精神に反する社会主義・共産主義を伝道するようになった。ことを非難し しばらくは自尊連盟の活動に加わらず 会議出席のためロンドン滞在中のR・K・シャンムガム・チェッティの帰国を待って脱党を検討すると宣言した⁹⁰」。

シンガーラヴェールは 自尊連盟指導部の活動中止を利用し 若手左派メンバーを集めて連盟を主導するようになった。1932年初頭セーラムで開催された自尊会議を始め 同6月のタンジョール県自尊大会 同7月のラームナド県自尊大会では議長を務め⁹¹ 共産主義を伝道しロシア型政府を樹立しようと呼びかけた。こうして 宗教社会改革運動として始まった自尊運動は シンガーラヴェールの参入によって政治運動としての性格を強めていった。このことが単なる社会改革運動に飽き足らない青年層を惹きつけた。例えばP・ジーヴァーナンダン⁹²は 会議派主導の民族運動「不服従運動」に参加して投獄されていた時に同じ監獄に収容されていた「正統派」共産党員から共産主義思想を教授されていたが 自尊運動が共産主義化するとこれに加わって精力的に活動し EVRやシンガーラヴェールを支えた。

1932年11月 EVRがロシア・ヨーロッパ訪問を終えて帰国した。現地共産主義者や労働運動指導者との交流の成果は 帰国直後の12月にコーインバトール県イーロードで開催された自尊会議で披露された。EVRがシンガーラヴェールとともに発表した自尊運動の新たな活動方針「いわゆるイーロード・プログラム」は 以下のように明らかに共産主義的内容になっていた。

イギリス及び資本主義的政府からの完全独立

国家の負債を放棄

鉄道・銀行・船舶などの公共交通機関及び水利施設 土地等を公有化

農業用地と森林を無償公有化

労働者及び農民の個人的負債や債務の取消

藩王国を廃止し労働者と農民が統治するインド連邦に編入

1日7時間労働 賃金上昇 国家による失業保障と福利厚生 無料図書館

館などの文化施設の整備を通じた労働者及び農民の生活水準向上

これらは自尊運動の主目的である⁽⁹³⁾ 強調引用者

このように 労働者・農民が統治する国家を最終目標に掲げる点 土地やインフラの公有化を目指す点に共産主義的特徴が見られる。個別に見ると の完全独立要求は 非バラモン運動としては初めて目標に掲げられたものである。

は 農業労働者や小作人の大半が非バラモン下層カーストか「不可触民」に属するという現実を踏まえている。特にストライキ時には 森林での薪拾いが労働者の生計をささえる主な収入源になること しかし「不可触民」には森林に立ち入る権利がなく不利な状況に追い込まれることも考慮されている。このあたりは 労働運動指導者としてのキャリアが長いシンガーラヴェールの臨床の知が活かされたものといえよう。 と は 労働者が恒常的に抱える主要な問題である。ただ 当時は8時間労働要求が一般的だったところをさらに7時間に短縮した点 無料図書館の設置が提起されている点が特徴的といえる。

イーロード・プログラムは このように 政治経済的目標を前面に押し出した。しかもこれらの共産主義的な項目を「自尊運動の主目的」と明言して 自尊運動が政治経済体制の変革を目指して一歩踏み出したことを内外に示したのである。

この新方針を実行に移すために イーロード会議は 政治活動専門組織として南インドサマダルマ党 (Samadharma Party of South India 以下サマダルマ党⁽⁹⁴⁾)を設立し 議会参加を目指すと宣言した。なお 当時「正統派」共産党は

コミンテルンの指示に従って 民族独立と同時に社会主義国家を実現すべくブルジョワ政党と植民地政府を打倒するための非合法活動を展開するという立場をとっている。しかし自尊運動は 議会活動つまり現政治体制へ参画する立場を打ち出したのである。これは 社会主義国家建設に向けた活動と同時に貧困層の生活水準改善のために現体制の枠内での活動をも重視するというシンガーラヴェールの現実的路線が反映されたものと推察される⁹⁵。宣言によると「自尊運動は この8年の間に カースト制度やその他の迷信・宗教がいかに極悪非道であるか 経済状況がいかに劣悪であるかを大衆に知らしめることに関しては成功してきた。が、「宗教や慣習を廃止し経済状態を向上させるには国家の力が不可欠であることも次第に明らかになってきた」という。そこで 既存の自尊連盟は宗教社会改革に専念するものとし 政治経済改革を推進する組織として新たにサマダルマ党を結成することが決定された。

サマダルマ党が実現すべき目標として掲げられたのは以下の8項目である。

立法手段によって全ての宗教的慣行やカースト規制を廃止して公共施設を大衆に開放し また大衆を宗教的迷信・カースト規制から解放することによって経済的生活水準を改善する。

地方・州・中央の全レベルでの成人普通選挙を実現する。

労働者へ最低賃金を保証する。

小作人及び農業労働者に作物の適切な分配と住宅と水を保障する。

寺院 教会 モスク 及び宗教的基金や収入を 教育 厚生 住居 託児所 孤児養育の目的に活用する許可を獲得する。

公的文書におけるカーストタイトル使用を禁止し カーストタイトルを使用する個人には公共サービスの提供を中止する。

住宅 交通機関 牛乳 医療サービスを公共化して地方自治体の管理下におく。市・郡・県・村営の託児所を設ける。

州・郡・県・村の議会全てに候補者を立て上記の実現を目指す。〔強調

引用者：⁹⁶⁾

このように 各項目は現行の議会制度で実現されるべき目標として設定されたために より具体的で現実的になっていた。例えば農民問題に関して 地主制廃止や土地の無償接収再分配などの要求は姿を消している。ただし で小作人・農業労働者への配慮を明記した点は注目されるべきである。なぜなら 共産党等 他の左派政党の行動プログラムには 農民 peasants ryots kisan等 という漠然とした範疇への言及はあるものの小作人や農業労働者の問題までは踏み込んでいないためである。なお に見られる託児所は 特に女性労働者が切望したために掲げられた⁹⁷⁾。

共産主義を取り入れた自尊運動理念を支持したのがいかなる階層の人々であったのか正確に把握するのは 史料上の制約もあって難しい。しかし イーロード会議出席者に関する記録から類推することは可能である。警察当局は会議出席者109名の氏名を 居住地や職業と共に記録している。まず居住地については マドラス市出身者7名 シンガーラヴェールを含む 以外 ほとんどがタミル南部諸県 ティルチラーパッリ10名 アラングディ1名 プドゥコッタイ3名 ネガパタム6名 ラームナド1名など あるいは西部諸県 イーロード27名 セーラム8名 マヤヴァラム5名 プドゥール1名 パッパナーサン1名 ティルップール1名 カルール3名 スルール2名 コーインバトゥール12名 の出身であり タミル北部およびアーンドラ地方 ケーララ地方の出身者は皆無である⁹⁸⁾。職業は半数以上が不明であるが 判明している者の中では 教員6名 ジャーナリスト9名 商人4名 建築業者1名 自動車修理業者1名 事務員1名 工場現場監督1名となっている。また コーインバトゥール出身者が1名を除いて全員自尊連盟支部メンバーとあるように 17名が自尊運動活動家と記されている。ティルチラーパッリからの出席者の一人は 南インド鉄道労働者組合の議長である。女性も7名出席しているが 個人で参加している2名 内1人は教員 を除いて 夫婦あるいは親子での出席となってい

る⁹⁹⁾。以上から判断すると 自尊運動の共産主義的新方針を支えたのは 地方的にはタミル語圏の南部および西部がメインであった。職業階層としては知識人層が主導的役割を果たし 正義党のように経済的にも有力な上層非バラモンからは参加者も支援者もあまりいなかったと推測される。

活動資金は 党員費として年間4アンナを徴収することになっていたが 本格的に徴収が行われた形跡はなく 中心的活動家や各地の集会に出席した地元民からの寄付 機関紙やパンフレットの売上金でまかなわれていた¹⁰⁰⁾。時には集会会場で劇を上演し 鑑賞代の名目で寄付を募る例もあった。なお コーインバトゥール マドゥライ セーラムでは寄付が多く集まっていることから運動への共感者が多かったものと考えられる¹⁰¹⁾。

サマダルマ党の組織整備は、「EVRの副官¹⁰²⁾」と称されたP・ジーヴァーナンダンとA・ポンナンバラムの2人を筆頭とする若手活動家を中心に進められた。彼らは 新方針への賛同者を増やしてサマダルマ党を強化しようと精力的な活動を展開した。1934年3月4日には マンナルグディでタミル州サマダルマ党大会を開催し サマダルマ党の中央委員会を正式に発足させた¹⁰³⁾。委員長にはシンガーラヴェールが就任した¹⁰⁴⁾。さらに 州内全県に支部を設立して党員獲得に努めるべく サマダルマ思想宣伝委員10名を選出した。この中には ジーヴァーナンダンとシンガーラヴェールが含まれていた¹⁰⁵⁾。彼等の宣伝活動により 新方針に賛同する新しい連盟や協会が各地で次々と結成され 北アルコットやチングルプットなどのタミル北部県にも少しずつ拠点が築かれていった〔資料〕¹⁰⁶⁾。

ジーヴァーナンダンとポンナンバラムは 1933年12月 サマダルマ党とは別にマドラス州無神論者連盟〔Madras Provincial Atheist League〕という新組織を発足させた。同組織は ヒンドゥー教に限らずあらゆる宗教が社会を停滞させ平等社会の実現を阻害していると糾弾し 無神論を広めることを目的に掲げた。なお 委員長に就任したのはシンガーラヴェールで ラーマナータンが

東洋文化研究所紀要 第百五十一冊

資料 自尊運動関係組織一覧

1 サマダルマ党 Samadharma Organisations

北アルコット県
Pudupalaiyam
Muthanur
チングルプット県
Villivakkam
Conjeevaram
Anuparpalaiyam
ラームナド県
Devakotta
Shanmughanathapuram
セーラム県
Shevapat
Arisipalaiyam
Rasipur
Sanjivirayanpettai

コーインバトゥール県
Gobichettipalaiyam
マドラス
Vyasarpadi
Periamet
Cochrane Basin (Moolakothalam)
タンジヨール県
Darasuram
Tiryvarur
Valangiman
Sakkottai
ティンネヴェリ県
Tuticorin

2 合理主義者真理探究者協会 Rationalist and Truth Seekers Associations

北アルコット県
Vellore
マドラス
George Town
Purasawalkam
ラームナド県
Karaikudi
Themmapatti
Aruppukottai

セーラム県
Tiruchengode
タンジヨール県
Tiruvarur
ティルチラーパッリ県
Trichinopoly
Bhimanagar

3 自尊連盟 Self-Respect Leagues or Unions

北アルコット県
Vellore
Vaniyambadi
Jalarpet
Natrapalli
南アルコット県
Parathur
マドゥライ県
Madura
Tirumangalam
Melur
Sholavandan
Periyakulam
Kodaikanal
Dindigul
Palni
Nilakottai
セーラム県
Shevapat
Krishnagiri
Rasipur
Salem District Central Committee
タンジヨール県
Negapatam
Mayavaram
Tanjore
Kumbakonam
Mannargudi
Tiruturaiyandi

コーインバトゥール県
Erode
Coimbatore
Sulur
Udamalpet
Erode District Central Committee
マドラス
Mylapore
Perambur Barracks
Perambur
Pudupet
Chintadripet
Sowcarpet
Madras District Central Committee
ラームナド県
Tirumayam Pudukottai
Sivaganga
Virudunagar
ティンネヴェリ県
Tinnevelly
Tuticorin
Eral-kovipatti
ティルチラーパッリ県
Srirangam
Golden Rock
Turaiyur
Devadanam
Trichinopoly

出典：Appendix G, Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun 1934, USSF 896.

副委員長 ジーヴァーナンダンとポンナンバラムの2人は書記に就任している。この組織と自尊連盟やサマダルマ党との関係は明確には定義されていないが政治活動を目的とするサマダルマ党に対して 社会宗教活動に専念すべき自尊連盟には 旧来の指導者層を含めてイーロード・プログラムを全面的には容認しない勢力が残存していたことを考慮すると よりラディカルな社会改革プログラムを実践することを目指して無神論者連盟が設立されたものと考えられる¹⁰⁷。

EVR シンガーラヴェール ジーヴァーナンダンを中心とする共産主義勢力と その急進性に反対し正義党との連携を重視する勢力は 殆ど別組織の様相を呈するようになり 共産主義勢力が一方向的に影響力を伸ばしていった⁽¹⁰⁸⁾。植民地政府の警察報告は 当時点での自尊運動を次のように評しており 示唆的である。

カースト制廃止 反バラモン主義等を掲げる社会改革運動として始まった自尊運動は EVR シンガーラヴェール・チェッティ S・ラーマナータン等の有害人物の手に落ち 文盲の大衆に共産主義や社会主義を宣伝する運動に成り下がった。そして今 確実に その信奉者を増やしている¹⁰⁹。

こうして 自尊運動と共産主義運動の連携は ラディカルな社会改革運動としての自尊運動への賛同者の一部を離反させることになったが 新たに育成された若手活動家の努力で地方の小都市にまで多くの支部が形成され 新たな支持者を獲得していった。

第3章 共産主義プロパガンダと植民地政府

本章は 自尊運動活動家の演説内容を分析することによって同運動による共

産主義宣伝活動の特徴を解明していく。先行研究は 自尊運動活動家による共産主義宣伝の内容分析を怠り自尊会議の決議の字面だけで共産主義色が失せたと解釈してきた。しかし 1934年に共産主義的組織が非合法化されたことを考慮すると EVRやシンガーラヴェールは政府の目を逃れるために演説や著作から表面上共産主義色を排したと推測できる。つまり 自尊運動は非合法化された共産主義者の隠れ蓑としての役割も担っていたのである。また 自尊運動を介して希釈された「共産主義」は 難解で抽象的な共産主義理論を咀嚼し具体的かつ現実的な言葉に置き換えたために 貧困に苦しむ者 宗教的差別やカースト差別に悩む者 漠然とした不満をもつ者など様々な階層に思想を広める効果を発揮した。それゆえに 植民地政府も自尊運動による共産主義宣伝を脅威と捉え 対策を講じることになるのである。

1 自尊運動による共産主義宣伝 演説内容とその特徴

EVRは 一般大衆の支持を獲得するために 集会を開いて自尊運動の理念を直接わかりやすく説明することを重視してきたが 特にイーロード・プログラムを採用した33年以降はプログラムの宣伝に努め 精力的に各地をまわって共産主義的要素を盛り込んだ演説を行うようになった¹¹⁰。彼の演説会は「いつも通りの反資本家・反宗教・反バラモン¹¹¹」と政府隔週報告にあるほど頻繁で 例えば 1933年前半の4ヶ月間に 記録に残っているだけでも44回の演説を行っている¹¹²。

ただし EVRが唱える「共産主義」は 社会主義国家やプロレタリアート独裁体制を実現すると明言するわけではなく そこに到達するまでの道筋や戦略について規定するわけでもなく ドクトリンと言うには程遠いものであった。例えば EVRの演説の中では比較的「共産主義」色が強い次の演説を見てみよう。

一言で言えば 自尊運動は破壊活動である。人民の利益に反するものは全て破壊されねばならない。今や上下の区別だけではなく貧富の差も拭い去る段階に来ている。あらゆる人が平等な立場にたつ機会を与えられるべきだ。我々はそのために活動してきたが その結果 富裕者が不満を抱くようになった。「自尊運動はもはや改革運動ではない 革命運動になった」と多くの人々が言う。我々自身も「自尊運動は革命運動であると勇気をもって宣言する。すべての人が革命の準備をしなければならない。革命を恐れてはならない。宗教の世界でも革命があったではないか。では政治の世界での革命とは何か？ これを定義しなくてはならない。10年や20年前なら王はヴィシュヌ神の化身で神聖な存在とみなされていた。どんな集会もまず王に忠誠を誓い王の治世の長からんことを祈ってから本題に入った。しかし今や人民は政治的に遥かに成長した。各地で「なぜ王は存在するのか その存在は国家にとって不利益なのではないか」と問い始めている。人々は「王の臣民であることは良くない」と言い始めた。各地でココナッツの実を切るごとく王の首を切り落とし始めた。あるいは 王を国から追放するようになった。王が軍隊を持っていようと警察を持っていようと人々は「お前の居場所はない」ととと荷をまとめて出ていけ」と言う勇気を持つようになった。これが政治における革命である。たとえその政権が法によって維持されていようが巧妙な手練手管で維持されていようが 人々の間には「王は必要ない 自分で自分を治めよう」という感情が生まれている。王による支配を廃止するのは文明化の証である。そのような国には 宗教や資本主義はもはや存在しない。そうやって初めて さまざまな可能性が生まれるのだ。今日の社会改革を見てもよ。宗教改革を見てもよ。パライヤ（Pariyar）や不可触民が寺院入場を許されたと仮定してみよ。上位カーストと下位カーストが同等の地位に立つのが当たり前になったと仮定してみよ。どうすれば金持ちが貧民を抑圧するために編み出

した構造を変えられるか考えなければならない。もしそうする心構えがあるなら大して難しいことはない。このような感情が発達したら 全ての貧者は団結すべきだ。そうすれば 存在するのは 宗派やカーストではなく 資本家階級と貧困階級だけになる。傲慢なやつらをひきずりおろせ。この国には残虐性が蔓延している。それを排除するために我々は新しい方法を考え出さなければならない。法律はそのために効力を発揮しなくてはならない。しかしもしそれが不可能なら我々は団結して戦う。〔中略〕 そうすれば10年後には 資本主義はなくなり共産主義が樹立されるだろう。これら 〔の一連の行為〕 は 現政府にも宗教にも敵対するものだ。人生は水泡にすぎないなどというような愚かな考えを捨てなければ 我々が置かれた現状を変革することはできない。現政府も宗教も神もいない。これらはみんな我々を欺いているのだ。これは全世界規模でのアジテーションである。革命をおそれるな。革命は起こるに違いなく 起こさなければならないのだ〔括弧内引用者 以下同様〕¹¹³⁾。

このように共産主義の樹立を明言することは EVRの演説の中では例外的部類に属する。全般的に EVRの演説は共産主義を前面に押し出すことはなかった。例えば、「共産主義」という単語に言及すること自体 残っている記録を見る限りでは2回だけで しかも自尊運動が社会主義国家の実現を目指すと能動的に宣言するのではなく、「共産主義に憧れるのを恐れる必要はない¹¹⁴⁾」、「10年後には資本主義がなくなり共産主義が実現するだろう¹¹⁵⁾」というように なんらかの条件によって自ずと共産主義社会が現出するというような受動的姿勢を表現するにとどまっている。

それでは どのような条件がそろえば共産主義社会が実現するのか そのために自尊運動は具体的にいかなる活動を展開しようとしているのかという疑問がEVRの演説を聞けば解決されるのかというと 彼の演説は一見非論理的な

ために明快な解答を得ることは難しい。ただし、平明な表現が使われていることもあって、内容を分類把握し全体像を構築することは可能である。例えば次の演説を見てみよう。

近頃、政府など必要ないという感情が高まっている。我々の発展をじゃまするような考え方は全て断ち切ろうという感情も生じている。外国では民衆が王に対して望むと望まざるとにかかわらず一週間以内に国外へ出て行けと宣告している。王権打倒を目的にする組織さえある。臣民であること自体が悪であると彼らは言う。いったん自尊精神が目覚めれば、どんな神もヴェーダも宗教も武力もそれを阻むことは出来ない。今日、我がコミュニティ、インド人、原注は何らかの理由で苦しんでいる。宗教、神、上位カースト、政府、これらは名前こそ違うがみんな同じだ。他人の利益を省みないコミュニティは改心しろ。さもなければ滅びるべきだ。〔中略〕

政府や法律は、金持ちとバラモンだけを保護してきた。〔しかし〕今ではその強さは失われてきている。今後は、金持ちも貧乏人と歩調を合わせなくてはならなくなる。こうしていずれ平等が実現するだろう。自尊運動は平等実現の方法、共産主義、原注¹¹⁶⁾を打ちだし、資本家と労働者がそれぞれどのくらい所有するべきか区別してきた。共通の利益となるような設備はみんなの共有にするべきだ。労働者階級は適切なシェアを受けるべきだ。その割り当て量を決定するのは労働者だ。農産物をどう配分するかも決めなくてはならない。給料のほかに特別手当をいかなる形で与えるかも決めなくてはならない。そんなことが出来るのかと疑う人もいるだろう。しかし、神の名のもとに、あるいは武力によって行われてきたことがすべて廃されしかるべき方法で行われれば、すべてが到達可能なのだ¹¹⁷⁾。

以上の演説から読み取れる主張を整理すると以下のようなだろう。

あらゆる差異・区別のない「平等」な社会が理想的である。

平等社会を実現するためには「革命」が必要である

「革命」とは「王」を倒すことである。

「王」を倒すためには宗教をなくすことが必要である。

この4点を EVRのその他の演説もあわせて 詳しく分析していこう。

理想的な平等社会 ソヴィエト・ロシア

EVRは 人は全て同等の立場に立つべきだという観点から⁽¹¹⁸⁾、「国王や役人 資本家 ご主人様などが存在するべきではない。同様に苦力も存在するべきではない¹¹⁹」として 身分の上下や貧富の差などあらゆる「差異」の存在を告発する。「差異」の中で宗教対立やカースト制度の比重が大きいことが EVRの立場を共産主義者の中で際立たせている。

EVRが平等社会の理想像として念頭においていたのは ソヴィエト・ロシアである。「ヨーロッパ諸国とロシアを歴訪した経験では どの国でも労働者が失業と貧困に喘いでいるにも関わらず ロシアだけは全てが国家によって運営されているので みんなが幸せに暮らしている⁽¹²⁰⁾。」「ロシアでは 土地や家を所有するものがない。つまり私有財産がない。〔中略〕ロシアでは 労働者や清掃人の給料と首相の給料がいっしょだ。それに比べて インドはどうだろう。インド副王〔総督〕の給料と労働者や清掃人の給料を比べてみよ！¹²¹⁾」「ロシアでは 理想的政府の下で窮乏する人民がいなくなり不満も解消した¹²²⁾」というように ロシアを理想とする表現は頻繁に登場する¹²³⁾。

平等社会を実現するための「革命」

それでは ロシアのような理想的平等社会を実現するためにはどうするべきか。EVRは「革命」が必要だと断言する。ここでの「革命」とは 現在の社会政治体制において利益を独占しているコミュニティを排除することを指す。

彼によると 万人に共通する利益という意味での「共通の利益」はこの世に存在しない¹²⁴。これを判りやすく説明するために EVRは次のようにユニークな例を挙げている。「政府と人民の関係を見てみよう。税金を減らせば役人の給料が減る。しかし役人の給料を増やそうとすれば税金があがる。この事実ひとつとっても 共通の利益を追求するなど見せ掛けのまやかしにすぎないとわかる¹²⁵。」したがって、「現在苦しんでいる人のためだけの善行を行うべきだ。そのために他の人が苦しむことになっても構わない。これを人が革命だというならそれでもよい¹²⁶。」つまり 既得権益を保持する階層と妥協しつつ共存を目指すことを改革運動とするなら 虐げられた階層の利益のみを追求するために既得権益保持層を排除する行為は「革命」となり 自尊運動はそのような「革命」を目指すとしたのである¹²⁷。

攻撃対象の象徴としての「王」

「革命」が既得権益保持層の排除を意味するならば、「既得権益保持者」とは具体的に何をさすのか。この点に関して EVRは 既述の「他人の利益を省みないコミュニティ」という表現に代表されるように明確な指摘を避けることが多い。このことは「我々のコミュニティ」と「他人の利益を省みないコミュニティ」という表現が対峙しているようでありながら これらのカテゴリーが非バラモンとバラモンなのか 労働者階級と資本家階級なのか インド人とイギリス植民地政府なのか定義されていないことにも典型的に現れている。敢えて考えれば、「金持ちの残酷さ 資本家の不正 上位カーストの傲慢さが社会を壊滅状態に陥れた¹²⁸」という発言から 富裕層と上位カーストが排除されるべきものとして想定されたといえよう。EVRは更に「金持ちとバラモンだけを保護してきた政府¹²⁹」を非難する。ただし この「政府」が現在のイギリス植民地政府をさしているかといえれば決してそうとは断言できない。

EVRの演説では しばしば「王」と表現される存在が攻撃対象となる。「一

人の人間が王になるのは そのコミュニティに対する侮辱ではないだろうか。いまや世界各国で王は牛のように首を切られて殺されているではないか。我々には王は必要ない。我々は自らを自らの手で治める¹³⁰。というように EVRの演説では 海外で革命により王政が廃止され国王が処刑された例が引き合いに出されることが極めて多い¹³¹。しかしその一方で インドを統治する大英帝国の首長すなわち国王ジョージ5世を名指しして イギリス支配からの脱却を謳うような具体的な表現も慎重に回避されている¹³²。

EVRが攻撃するのは 実在する「王」ではなく、「王に代表されるような権威に対して貧しい人々が無批判に従属しているという現実」である。そして 貧困層が自らを虐げている権威に従属しているという事実そのものに無自覚なのは 宗教の権威を借りた心理的操作がなされているためだとされ、「宗教」がEVRの最終的な攻撃対象となるのである。

革命の手段としての宗教攻撃

EVRは 宗教こそが 虐げられた人々から思考する主体性を剥奪し 現状への反感も疑問も抱かない従順で特定階層に都合の良い「臣民」を作り上げている元凶である と断定する。そもそもカースト制度は宗教によって正当化された身分制度である。さらには 貧富の差に関しても「僧侶や神父がしゃしゃり出てきて 貧富の差があるのは神の御意思だと言って労働者や被抑圧階級を慰めてしまう¹³³」ために 人々は向上心を奪われる。同時に 富裕層や上位カーストへの反抗は神の摂理への反逆だと吹き込まれるために 現状に甘んじざるを得なくなる。こうして人は、「神への祈りと王への拝礼を通じて隷属的になり¹³⁴」、その一方で「聖職者は 神の名の下あるいは神の権威をまとった「王」の名の下に私服を肥やしてきた¹³⁵」。このようにEVRは、「上位カーストや富裕層が「神の摂理」論を正当化するために利用してきた宗教¹³⁶」を糾弾する。そもそも「宗教は貧民の困窮を解決しない¹³⁷」ばかりか むしろ宗教ゆえに

貧困層がカーストや宗派の相違で分断され 団結できないまま困窮を強いられている¹³⁸。しかし海外では ようやく人民が「神を崇めて豊かになった国などない¹³⁹」という事実に気付き「王」を廃し宗教を排除するのに成功した。「そのような国では宗教も資本主義も同時に消滅し文明化を達成している¹⁴⁰」。一方「インドは宗教の存在のせいで他国から軽蔑されている。宗教さえなければインドの現状は他の国と同レベルにまで達していたはずなのだ¹⁴¹」。

こうしてEVRは 被抑圧民や貧困層の窮状 国の停滞の元凶であるところの宗教そのものを否定し消滅させることこそが「自尊運動の根本原理¹⁴²」であると宣言するに至る。虐げられた人々が宗教の呪縛から解放されれば、「この世の人生など水泡に過ぎない」とか「現在の貧困や被差別状況は前世のカルマだ」というような諦念に囚われることが上位カーストや資本家や政府の思うつぼであることに気付き 自尊心が芽生える¹⁴³。自尊心が目覚めれば 自分と同じ人間にすぎない誰かに隷属するのをやめ、「狂気と残虐に苦しむ社会の殻を打ち破ろうとし始める¹⁴⁴」。こうして、「ロシアで宗教が消滅してから程なくして資本家の政府が覆されたように 神と宗教が忘れられれば現代インドの困難も解決され¹⁴⁵」、平等社会が現出するとされた。

EVRは 宗教さえなくなれば平等社会への道は平坦だという考えに基づき「革命」実現のために暴力的手段を取ることは想定外であると繰り返し強調する¹⁴⁶。「ロシアでは国王は殺され 家屋の引き渡しを拒んだ人間も撃たれた。しかしこの国ではそのようなことをしたくない。インドにふさわしい形で その「ロシアの」ような政府を樹立したい」とEVRは主張し イギリスを始めとする西欧諸国では共産黨員も議会に参加し国政に影響力を行使していると説明することによって¹⁴⁷ 合法的手段つまり議会活動を通じて共産主義と自尊運動の理念を実現していくことが可能であると示唆したのである¹⁴⁸。

以上のEVRの演説内容には 一見では共産主義から乖離したかのような印象を与える特徴が二点ある。第一は ソヴィエト・ロシアを範とする政治体制

の実現のために具体的な政治経済闘争手段を講じることなく、「宗教」以外は攻撃対象も曖昧なまま残されている点 第二は 思考能力を奪われた貧民一人一人に思考し行動する主体性を回復させるという「心」の改革を活動の中心とするために暴力革命を否定する点である。第一の特徴に関して 具体的な「敵」が指定されていないその曖昧さゆえに EVRの演説は聴衆側に「敵」を設定する自由を付与していたことを看過するべきではない。つまり 同じ演説でも聴衆が「不可触民」であれば上位カーストを「敵」と想定し 工場労働者であれば雇用主もしくは資本家を「敵」と想定することが可能であった。従って 共産主義的自尊運動は 聴衆を限定することなく労働者集会やカースト集会等多様な活動の場を確保することが可能になったのである。

実際 自尊運動は 宗教社会改革 カースト廃止 宗教否定 の側面と政治経済改革 富の再分配 平等要求 の側面を巧みに使い分けることによって活動の場を広げていった。例えば 1933年4月ティルチラーパッリで開かれた第2回不可触民キリスト教徒集会に出席したEVRは ヒンドゥー教徒やキリスト教徒の区別なく虐げられた階層全体の経済的向上を図らなければコミュニティの地位が真の意味で向上することはないと訴えた。その結果 宗派对立や宗教的地位の向上にかまけることなく経済問題にも取り組むよう注意が喚起され 宗教改革集会の場は一転して経済問題討議の場になった⁽¹⁴⁹⁾。逆に 労働者を集めた集会では EVRは 宗教に惑わされて労働者がカーストで分断されているために労働者の団結が妨げられていると主張したために 宗教社会改革問題が討議されることになった。もし 自尊運動が「純粋な」共産主義活動であれば 労働運動もしくは農民運動を通じた活動が関の山で 共産主義は一部の労働者や農民にしか伝わらなかったであろう。しかし 共産主義は 南インドにおいては社会宗教改革を前面に押し出す自尊運動と結びついたためにより広範な活路を見出すことが出来たのである。

ただし EVRが曖昧な表現を心がけた理由として 植民地政府の監視の目

を逃れることを意図した可能性も指摘しなければならない。ここで演説の第二の特徴が関係してくる。自尊運動による共産主義宣伝の影響を警戒した植民地当局は常にEVRの行動を監視し、演説内容を一言一句速記記録していた。EVR自身もそのことを意識して、ヨーロッパ諸国における暴力革命に頻繁に言及しながらも、インドにはインドに相応しいやり方があり、自尊運動が目指す目標は現インド統治法の枠内で実現可能だとして、「暴力」は計画外であると繰り返し強調した。結論を先に言えば、EVR等自尊運動活動家や共闘する共産主義者は、その曖昧な表現と「非暴力」を隠れ蓑にして、逮捕を逃れることに成功した。つまり、EVRの立場は、途中から共産主義色を薄めて穏健化したのではなく、最初から意図的に「穏健派」を装っていたといえる。この点に関しては次項で詳しく論証していこう。

2 共産主義対策をめぐる政府内の対立

南インドにおいて共産主義が急速に浸透したことは、植民地政府に衝撃を与えた。マドラス州政府は、主要な指導者の一斉検挙を含む対策を検討し始めた。しかし、共産主義者に対していかなる対策を採るかをめぐり、行政府と司法府の間で意見が対立する。司法府が、EVR等自尊運動指導者の演説内容が「穏健」であるために違法行為にあたらぬとして、行政府の強攻姿勢に異議を唱えたのである。そこでここでは、視点をかえて、政府側から共産主義活動を眺めることによって自尊運動による共産主義宣伝の特徴を検討する。

共産主義の浸透に警戒心を募らせたマドラス州政府は、自尊連盟等の共産主義組織の指導者を逮捕投獄して活動を根絶やしにすることを検討した。しかし、そのためには法的根拠が必要になる。つまり、逮捕投獄を正当化する適切な法律と条項を選び、その条項を満たす十分な証拠を集めなくてはならない。当時マドラス州で、民族運動や共産主義活動などの政治活動の取り締まりを可能に

する法律として想定されたのは以下の2つの条項であった。

インド刑法124条A〔現行政治体制への敵対心を煽る行為の禁止〕

インド刑法153条A〔階級間対立を煽る行為の禁止〕

しかし これらの条項の適用を正当化する「証拠の十分さ」を巡って 行政府と司法府の見解が対立した。行政府は これ以上共産主義が自尊運動を通じて浸透するのを阻止するために 一刻も早くEVR等を逮捕するべきだと考えていた。行政府にとって EVRの演説は 煽動効果が極めて高く明らかに聴衆に階級対立あるいは政府への敵愾心を植えつけるものであった。そこでEVRを何とか逮捕する証拠をつかもうと 彼の手紙および来信全てを郵便局で検閲することさえした¹⁵⁰。地方の行政官も自尊運動への警戒心を募らせていた。特に 自尊運動が活発で支持者も多かったコーインバトール セーラム ラームナド マドゥライなどの南部諸県¹⁵¹の行政長官は 自県で行われる演説の内容を一言一句速記記録して州政府に提出し EVR等の逮捕を求めた¹⁵²。

しかし 速記記録を分析した司法府は EVR等の活動が階級対立や現政府への反逆を煽動していると断定するには証拠が不十分だという見解を示した。前項で既に詳述したように EVRをはじめとする自尊運動活動家や共産主義者の演説は 意図的に過激な表現を排し 合法の範囲にとどまろうとしていた。それゆえに 司法府は逮捕に消極的な態度をとったのである。

例えば 司法長官は、「演説の一部だけを取り出してそこを根拠に処罰するのは不当であり 演説全体から判断するべきだ」と前置きした上で EVRの演説は 時々「ヒステリックな感情の発露」から王権への暴力的攻撃表現が現れるものの 全体的にみると「我々の最終目標を達成するために他人への敵対心は必要ない」あるいは「議会や政府を覆そうという意図はない」という表現によって「他の暴力的表現を緩和している」として 124条A 153条Aのいずれにも抵触しないという見解を示した¹⁵³。彼によると、「王権への暴力的攻撃」といっても歴史的事実を紹介しているだけで、「王権」がインドの現行政治体

制を指しているという証拠はなく、ロシアを賛美する類の演説は「共産主義を最終目標に掲げることがいかに良いことか」という理想論を延々と述べている」にすぎなかった。以上の理由により、司法長官は「内容自体が現政府に対する反感を煽っていると断定することは不可能だとして、EVRを処罰することに反対した¹⁵⁴」。その他にも、マドゥライ県の検察官は「同県で行われたEVRの演説内容を分析報告して、次のような意見を寄せた。「EVRの演説にインド刑法153条Aを適用できるかどうかは微妙だ。というのも、自尊運動はカースト制度及び宗教廃止という立場をとっているためである。つまり労働者に対立するものとして資本家を暴力的に非難しているものの、あくまでも全人類の平等を唱道しているのである。したがって、153条を適用することは困難である¹⁵⁵。」

このように、法曹界の一致した見解は、自尊運動による共産主義宣伝は階級対立感情を煽って資本家を排除し労働者独裁を目指すというような直接的表現を回避し、むしろ貧富の差からカーストなどの宗教的差別までを含むあらゆる「差異」を廃止して平等社会を実現しようという抽象的理想論を唱えており、153条適用は不可能だというものであった。

結局マドラス州政府は、司法府との見解不一致のため、自尊運動に対して有効な対策をとることが出来なかった。このことはすなわち、EVR等が植民地当局の弾圧を逃れるという目的で採用した演説戦略が成功したことを表しているといえよう。なお、1934年に共産主義活動は全インドで非合法化されたが、マドラス州では自尊運動の活動が継続されたために共産主義が着実に浸透していったのである¹⁵⁶。

結論と今後の課題

EVRが主導する自尊運動は、非バラモン下層カーストの地位向上を目的と

する急進的宗教社会改革運動として出発した。しかし 共産主義が浸透し労働争議等が激化する中 下層カーストの貧困の原因が宗教的要因のみならず経済的要素にも起因するということに思い至るのに時間はかからなかった。EVRを始めとする自尊運動活動家は 共産主義に急速に惹かれていった。この変化に共産主義勢力も着目し EVRに接触を試みた。1年にわたるヨーロッパ・ロシア訪問はEVRに多大な影響を及ぼし 共産主義的自尊運動を開始する決意を促した。EVRが共闘する相手として選択したのは、「正統派」共産党やコミンテルンから距離を保ち独自の共産主義を展開していたシンガーラヴェールであった。

自尊運動による共産主義宣伝は 共産主義を前面に押し出すのを回避し 一見それとはわからないように曖昧な形で提示した。すなわち 非バラモン下層カースト = 貧困層による貧困層のための政治体制樹立と ソ連を理想とする平等社会の実現を喧伝した。この自尊運動の衣を纏った共産主義は 暴力を否定し 具体的に何を攻撃対象にしているのか明確に定義することがなかった。その曖昧さは2つの効果を狙ったものであった。第一は 聞き手側に攻撃対象を設定する自由を与え 労働者のみならず一般大衆にも「共産主義」を浸透させる効果を生み出した。加えて自尊運動が宗教社会改革「カースト差別批判 宗教の廃止」と政治経済改革「富の再分配 平等要求」という二つの側面を巧みに使い分けたことが 活動の場をさらに広げることを可能にした。第二は 共産主義を抑圧しようとする政府の目を逃れるための戦略である。植民地政府は自尊運動を通じた共産主義浸透を警戒して 運動の弾圧を検討した。しかしここで行政府と司法府の意見の相違が露呈する。自尊運動が合法範囲内での活動を心がけ 敵を曖昧にして「階級対立扇動罪」を逃れる演説を行ってきたことが功を奏し 司法府は自尊運動活動家の逮捕には法的根拠が不十分であるという判断を下したのである。その結果マドラス州政府は 自尊運動による共産主義宣伝を規制することができなくなった。こうして 全インドで共産主義が

非合法化された後も マドラスでは自尊運動を通じて共産主義が浸透していったのである。

ドラヴィダ民族文化圏としての南インドの独自性を唱え 非バラモンとしてヒन्दゥー・コミュニティ内部からヒन्दゥー教を否定してきた自尊運動が共産主義と結びついて貧困層の間に影響力を及ぼすようになった時、「不可触民」等ヒन्दゥー教徒内部の被抑圧階級やムスリムをも包括する「インド民族」の代表を標榜して「民族」統一を目指していた会議派に危機感を抱かせたであろうことは想像に難くない。特に 会議派の中でもM・K・ガンディーの思想に近く「民族」統一に熱心だったマドラス州会議派指導者C・ラージャゴーパーラーチャーリアの30年代後半から40年代にかけての政治的立場の変遷は 共産主義的自尊運動の影響を推察させる。

したがって 第二次大戦の開始および日本軍による東南アジア・インド侵入の危機に伴ってインドの国内問題と国際的位置を巡る議論がインド国内外で議論されるようになり さらに独立が現実問題として浮上した時に 共産主義的自尊運動の動向が与えた影響を分析することを今後の課題としていきたい。

- 1 コミンテルンに忠実とされる「正統派」でさえも 内部に様々な思想的対立問題を抱えていたこともあって コミンテルンの指示を全て実行に移したわけではなかった。近年 各国の共産党研究が進むにつれて コミンテルンから自律的な傾向があったことが指摘されるようになっていく（たとえば イギリス共産党に関しては [Thorpe 2000] ヴェトナム共産党に関しては [栗原 2000]）。同様にインド共産党「正統派」の中でも 状況によってはコミンテルンの画一的な指導に異議を唱える動きがあったのである。なお、[Josh 1992] は インド共産党がコミンテルンの指示を盲目的に遵守したのではなく インドの政情に照らして自ら判断した結果その指示を受け入れたとして インド共産党の自律性を指摘する。これは新しいインド共産党 - コミンテルン関係を提示したという点で重要な論考であるが 自律的なインド共産党という一体性を強調して やはり共産主義者内部の多様性を看過していると看做すを得ない。なお インドに共産主義を紹介し初期活動に深く関与したM・N・ローイの活動に注目した [Haithcox 1971],[Roy 1990] 等は ローイが

次第にコミンテルン内部での意見対立を契機としてコミンテルンと対峙するようになる過程を詳細に分析しているが、南インドの共産主義活動に一切触れていないのは他と同様である。

- 2 本稿で使用する史料および文献に関する略号については末尾の文献一覧を参照されたい。
- 3 代表的な研究は、[Washbrook 1975], [Baker 1976]
- 4 例えば、[Hardgrave 1965] では 正義党はむしろカースト単位のコミュナル対立を煽ったとされ、[Mangalamurgesan n.d.] では 正義党の政治的原動力はバラモンへの敵対心だけであったかのように記述されている。
- 5 非バラモン運動は 本稿で取り上げるマドラス州を中心とする運動のほかに、ボンベイ州で展開された運動がある。マハーラーシュトラでの非バラモン運動については以下を参照のこと。[Gore 1989], [Omvedt 1973a; 1973b; 1976; 1995] [Zelliott 1970], [Rosenthal 1973a; 1973b; 1973c], [Copland 1973], [Mudaliar 1978] [O'Hanlon 1985]
- 6 寺院及びバラモンと王権との関係については膨大な研究蓄積があるが、主に以下を参照した。[Spencer 1969] [Stein 1960; 1978] [小倉 1994] [辛島 1994] なお [水島 1990] は、チョーラ朝からヴィジャヤナガル王国時代にいたる期間の寺院・地域社会・王権の関係に関する研究史を詳細に分析している。
- 7 Arooran (1980), p.37; Hardgrave (1965), p.11.
- 8 非バラモン諸カーストに教育を普及し状況を改善することを目的にしていた。*Madras Mail*, 1 May 1909.
- 9 成人のための夜間学校運営や講演会開催等の活動を展開した。Arooran (1980), p.40.
- 10 Hardgrave (1965), p.12.
- 11 カースト成員の教育を奨励したりカースト慣習を改革したりして地位向上を図るカースト協会の活動がこれにあたる。たとえば、マドラス州マラバル地方、現ケララ州におけるティールヤルの活動については、[粟屋 1991], [Hardgrave 1969] を参照のこと。
- 12 Non-Brahmin Movementは、本邦では、「反バラモン運動」と訳されることがあるが、筆者は「非バラモン運動」と訳す立場をとっている。その根拠は、第一に、バラモン以外の諸カーストが「バラモンでないことNon-Brahmin」への誇りをもって団結することが運動の特質であること、第二に、指導者が同運動を「反バラモンAnti-Brahmin」と区別していることである。

マドラス州における非バラモン運動の展開

- 13 Arooran 1980 , pp.12-34.
- 14 Inden 1990 , pp.56-65.
- 15 社会学者のM・N・シュリーニヴァースが提唱した概念。サンスクリタイゼーションについては Srinivas 1962; 1963 を参照のこと。
- 16 サルカールは 非バラモン運動を推進した正義党〔後述〕は 公職を非バラモンに留保することと「サンスクリタイゼーション」に関心を持っていたに過ぎないとしている〔Sarkar 1983, p.242〕。しかし 当時 非バラモン運動を支えた思想や正義党内閣の「不可触民」に対する一定の保護政策を考慮すれば この評価は妥当とはいえない。
- 17 アメリカ人ブラヴァッキー夫人とオルコット大佐によって 1875年アメリカに設立された組織。神智学の思想は インド思想 特にサーンキヤ哲学の二元論と 仏教の輪廻思想からの影響が認められるが 同時に グノーシスの神秘思想やライブニッツのモナド説などにも通じていた。1880年代からインドを主な活動範囲にし 1886年には本部もマドラス市南郊のアディヤールに移された。『南インドを知る事典』(2002) 370頁。
- 18 ベサント夫人は1890年ごろから神智学に興味を抱き始め 1893年に神智協会に入会 同年インドにわたった。1907年には協会会長に就任している。
- 19 同様の傾向は ボンベイ州でB・G・ティラクを中心に台頭しつつあった民族主義にも見出せる。
- 20 Irschick 1969 , pp.27 38.
- 21 West Coast Spectator , 28 Dec. 1916, NNR 1917, p.20.
- 22 マラバル地方の有力地主カーストであるナーヤル出身。非バラモン運動の黎明期に主導的役割を果たし モンタギュー・チェムズフアド改革においては 非バラモンの利益を代表してロンドンに赴いたが 1919年同地で客死した。Justice Party Golden Jubilee Souvenir 1966 , p.324.
- 23 1852年 エガトゥールに生まれる。織工カーストのデーヴァンガ (Devanga) 出身。裕福な家庭に育ち教育の機会に恵まれ 1873年にマドラス・プレジデンス・カレッジで学位を取得 1882年にはマドラス市議会メンバーに選ばれ 以後40年間その地位にあった。織物工カーストの出であるために、織物業の発展に関心を持ち 西欧人実業家が独占するマドラス商業会議所に対抗して南インド商業会議所を設立した。次第に 非バラモン諸カーストが経済的に力を持ちつつあるにもかかわらず教育機会に恵まれず 政治的にバラモンに圧倒されていることを問題視するようになり T・M・ナーヤルと共に 非バラモン運動を開始した。Dictionary of National

Biography, vol.4, pp.304-305.

- 24 The Non-Brahmin Manifesto in Justice P. Benugopal 1992, Appendix 2.
- 25 New India, 20 Dec. 1916, *NNR 1917*, p.20.
- 26 例えば、『ウェスト・コースト・スペクテーター』紙は次のように述べた。「非バラモン宣言を見てバラモン系の新聞は齒軋りしている。宣言をやじり倒している連中は非バラモンが覚醒してバラモンを攻撃している原因が実は自分たちにあるという事実に気づいていない。それどころか非バラモンの大部分が支持している宣言を酷評するあまりいっそうバラモンと非バラモンの緊張関係を助長しているのだ。」(“ West Coast Spectator, 28 Dec. 1916, *Ibid.*, p. 20)。また中立的な立場にたつ『ユナイテッド・インディア・アンド・ネイティヴ・ステイツ』紙は以下の記事を掲載した。「自治要求運動系の新聞の論調は実に狭量である。特に『ニュー・インディア』紙はこれほどに人気のある非バラモン宣言を皮肉たっぷり酷評し、却って自治要求運動の進展を妨げている。」(“ United India and Native States, 18 Jan. 1917, *Ibid.*, pp.126-127)。
- 27 南インドではシリヤン・クリスチャンを除いてキリスト教徒の大半が「不可触民」からの改宗者であったために改宗したのちもしばしば差別の対象になってきた。
- 28 ただし正義党の中心的指導者であるT・M・ナーヤルは非バラモン運動開始当初から「不可触民」差別問題を深刻に捉え社会改革を実施する必要性を強調していた。Irschick 1969, pp.71, 188.
- 29 例えば、ケーララ地方のティーヤル・カーストが寺院入場を禁じられていることを批判する記事“ West Coast Spectator, 3 Apr. 1917, *NNR 1918*, p.956; Non-Brahman, 15 Apr. 1917, *Ibid.*, p.1091)やカリカットで「不可触民」が公道使用を妨害されたことへの抗議記事(“ Justice, 15 May 1917, *Ibid.*, p.1384),ボンベイ州の軍隊で、「不可触民」のマハール・カーストが部隊から除外されマハールだけの特別部隊に編成されたことへ抗議する記事“ Andraprakasika, 12 Jul. 1917, *Ibid.*, p.2016)などが挙げられる。
- 30 分離選挙とは特定コミュニティ専用に議席を留保しかつ選挙区も分離して投票権をそのコミュニティのメンバーに限定するものである。これに対し後出の留保議席とは特定コミュニティ専用に議席が留保されるものの分離選挙区は設定されず投票権はそのコミュニティメンバー以外にも与えられる。
- 31 Dravidian, 30 Jul. 1917, *NNR 1918*, p.2102; Tamilian, 8 Aug. 1918, *Ibid.*, p.2187.

マドラス州における非バラモン運動の展開

- 32 Irschick (1969), p.162-178.
- 33 コミュニティ枠として バラモン、非バラモンカーストヒンドゥー、キリスト教徒、ムスリム、その他「不可触民」の6分類を設定するよう指示が出された。
- 34 1921年末までの半年間における新規雇用平均は バラモン22% 非バラモンカーストヒンドゥー 48% キリスト教徒10% ムスリム15% その他5%となった。*Public GO 658*, 1922.
- 35 以下の研究がこのような立場をとっている。Hardgrave (1965) Washbrook (1975), Baker (1976) Arooran (1980), Mangalamurugesan (n.d.), Geetha & Rajadurai (1998)。
- 36 *LSG L&M GO 2525*, 1922. この政令が出された結果 議会に代表を有していないことを理由に 自己コミュニティの候補者を指名するよう求める請願書が マドラスの地方自治体省に多数提出されるようになった。*LSG L&M GO 2000*, 1925; *LSG L&M GO 2798*, 1925; *LSG L&M GO 4574*, 1926, etc.
- 37 例えば 北アルコット県では 1923年度県議会における少数派コミュニティ代表人数は ムスリム3名 アーディ・ドラヴィダ「不可触民」2名となっている。各郡議会の合計は ムスリム8名 アーディ・ドラヴィダ4名 各村議会の合計はそれぞれ61名 5名であった。*Administration Report of North Arcot*, 1923-24.
- 38 1920年以降の公文書や新聞に「アーディ・ドラヴィダを自称する人々」、「アーディ・ドラヴィダ人」という表現が急増することがこの事実を裏付けている。
- 39 正義党機関紙には 正義党が上層非バラモン・カーストの支援を受けていることを誇る記事が散見される。例えば、「我々は 地主の支持を受けている。しかし会議派は せいぜい商人コミュニティの中の取るに足りない人数の支持しか受けていないのだ。」*Justice*, 9 May 1917, *NNR* 1918, p.1314.
- 40 アーンドラ地方の有力農民カースト ナーイドゥのサブカーストであるバリジャ・ナーイドゥの出身である。このカーストは ヴィジャヤナガル王国時代の地方統治者ナーヤカの末裔であるとされる。ナーイッカルとはナーヤカの事を指し バリジャ・ナーイドゥのカーストタイトル「カーストを示す一種の称号」である。EVRの経歴については以下が詳しい。Diel (1978) *Periyar An Anthology* (1992), "An admirer" (1962)。
- 41 *An admirer* (1962), pp.1-12.
- 42 Report 288c, Special Branch, Criminal Investigation Department (以下 CID), 12 Feb. 1929, *USSF 896*.
- 43 トラヴァンコール藩王国を含むケーララ地方は、「不可触民」差別が特に激しい

ことで有名で、「不可触民」どころか「不可視民」制度があるとさえ言われていた。
Madras Legislative Assembly Debates vol. , p.426.

- 44 ヴァイッカム・サティヤーグラハの直接の契機は トラヴァンコール藩王の宮殿内部に設置された裁判所に向いた「不可触民」イーラーヴァル・カースト出身の弁護士が たまたまその時藩王の誕生祝が行われていたために入場を拒否されたことから始まった。イーラーヴァル・カーストは「不可触民」とはいえ人数が多く有力であり 会議派の地方支部では重要な地位を占めていた。そこでイーラーヴァル出身の会議派議員の提案により抗議のサティヤーグラハを行う決定がなされ 運動開始の場所として「不可触民」差別の厳格さで有名なヴァイッカム寺院が選ばれたのである。しかし運動開始後すぐに主な指導者が逮捕されたために一時中断を余儀なくされた。そこで新たな指導者としてEVRが選ばれた。Diel (1978, pp.10-13; 山下 (1996))
- 45 異なるカーストが共に食事をすることは宗教上の理由で禁じられていた。また自分より下位のカーストが作ったり手渡したりした食べ物は口にしないのが慣例であった。これはすなわち 最上位のバラモンが調理したものならば あらゆるカーストが食べられることを意味した。この問題に関してマドラス州会議派内で起きた論争が 収拾がつかなくなると ガンディーが調停に入った。しかし「生徒はカーストにかかわらず全員同じ席で食事をとるべきだ。ただし 料理人はバラモンにするべきだ」と 中途半端な妥協案を提示したために 双方の反発を招く結果となった。Arooran (1980) , p.156.
- 46 Report 288c, Special Branch, CID, 12 Feb. 1929, *USSF* 896.
- 47 Speech at the Self-Respect Conference, 22 Nov. 1927 , in Ramaswami (1991) , pp.32-37.
- 48 Resolutions passed at the Tirunelveli District Self-Respect Conference under the Presidentship of Sriram Naicker , in Mangalamurugesan (n.d.) pp.168-172.
- 49 *Ibid.* なお タミル語使用を忠告している点に 非バラモンの自尊心の根拠はドラヴィダ民族の栄光にあり その栄光はドラヴィダ系言語「特にタミル語」に象徴されるという非バラモン運動に一貫する思想基盤が見て取れる。
- 50 1927年ティンネヴェリ県で開催された自尊会議の決議は このような自尊運動創生期の特徴を体現するものであり、「不可触民」の教育上の優遇措置やヒンドゥー寡婦への遺産相続権付与といった弱者保護 教育分野と宗教儀礼におけるタミル語推奨等を列挙し それらの解決を政府あるいは世間一般に要請した。 *Kuṭi Aracu*, 11 Dec. 1927.

マドラス州における非バラモン運動の展開

- 51 この会議には 州政府大臣のスッバラヤン ムッタイヤ・ムダリヤール セトゥラトナム・アイヤルなど、正義党指導者層も多数出席した。Report 288c, Special Branch, CID, 12 Feb. 1929, *USSF 896*.
- 52 Nathan [1929], p.110.
- 53 会議派のC・ラージャゴーパーラーチャリアは 後に自尊運動に対抗するために「不可触民」差別の撤廃を推進するようになるが ヒンドゥー教の原理を「寛容」と「自己犠牲の精神」と定義し、「不可触民」差別はその原理からの「逸脱」であるとして ヒンドゥー教から切り離れた。それと比較すると 自尊運動のヒンドゥー教に対する厳しい姿勢が浮き彫りになる。
- 54 非バラモン青年連盟を組織していた。彼の協力により ティンネヴェリ タンジョール ラームナド ティルチラーパッリの各県で自尊集会が開催され 多くの聴衆を惹き付けた。Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun 1934, *USSF 896*.
- 55 工場労働者や農業労働者等の権利問題に早くから関心を抱き 1923年に共産主義者のシンガーラヴェールが結成した労働者農民党を支援している。
- 56 Report 288c, Special Branch, CID, 12 Feb. 1929, *Ibid.*
- 57 Draft constitution of the Self Respect League , in Mangaramurugesan (n.d.), Appendix 5. ちなみに 初代中央委員会は次のとおり。委員長・R・K・シャンムガム・チェッティ 副委員長・W・P・A・スングラパーンディアン E・V・ラーマスワーミ・ナーイッカル 書記・ソーマスングラ・ラーマナータン 会計・V・S・シャンムガム その他一般メンバー 12名。“ Names of Office-Bearers and Members of the Central Council elected at the Third Provincial Conference , Appendix B, in Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun., 1934, *USSF 896*.
- 58 非バラモン運動理論によると アーリヤ民族が侵略してカースト制度を作る前には ドラヴィダ民族による平等社会が存在したとされるため 非バラモン運動の目的はその平等社会の「再」構築になる。
- 59 Report 288c, Special Branch, CID, 12 Feb. 1929, *Ibid.*
- 60 *Ibid.*
- 61 決議は以下の通り。 カースト、セクトのシンボルの廃止 公道 タンク 寺院の使用の自由 不可触民制度の廃止 バラモン僧侶へのあらゆる支払の停止 女子結婚年齢の16歳への引き上げ 幼児婚の廃止 禁酒 女子奉獻禁止法案の支持 南インド鉄道陰謀事件収監者をAランク待遇にすること。Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*

- 62 カーストシンボルとは 人名の末尾に付されるチェッティ ピッライ ナーイッカルなどのタイトルや服装などである。サンスクリタイゼーションの一例として地位向上を目指すカーストが 集团的に上位カーストの服装や習慣を模倣したり称号を借用したりすることがあった。
- 63 大会決議は 公的機関の文書や新聞などにカーストシンボルを記載するのを中止するよう求めると同時に 一般人にも自発的に使用をやめるよう求めた。EVRはこれを機にナーイッカルという称号を捨て 他の指導者もこれに従った。
- 64 この方針に従って 極力宗教性を排した結婚儀礼を奨励する「自尊結婚運動Self-Respect Marriage Movement」が開始された。しかし自尊結婚儀礼では ヒンドゥー法で定められた重要な結婚儀礼 特にサブタパティ「七歩式」が行われていないという理由から 裁判所は自尊結婚式を違法とした。そこでEVRは 当座は民法に基づく結婚儀式を行うよう指示し 同時に「自尊結婚法案」を立法参事会に提出した。Arooran「1980」, pp.163-164.
- 65 詳細は、[志賀 1998; 2001] を参照されたい。
- 66 この時 初の女性自尊会議が同時開催されている。
- 67 カースト制度は 数千にも及ぶジャーティと そのジャーティが属する4ヴァルナ「バラモン クシャトリア ヴァイシャ シュードラ」から成る。ヴァルナーシュラマ・ダルマとは 各ヴァルナが守るべき規範や義務を指す。
- 68 Report 1427, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *USSF* 896.
- 69 より正確には ガンディーは 各ヴァルナに属する細分化されたジャーティをなくし 4ヴァルナの大枠を残したカースト制度を実現することを理想としていた。
- 70 1930~31年の政府隔週報告「*FNR*」には、マドラスでは 会議派による外国製品ボイコットの呼びかけを無視して安価な外国製布を買い求める人が多いと報告されている。
- 71 EVRは 1928年の南インド鉄道ストライキでは労働者を積極的に支持した。Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 72 『革命 (Revolt)』の発行に際しては共産主義に傾倒しつつあったS・ラーマナータンの協力を得た。ラーマナータンは後にEVRのソ連訪問に同行する人物である (Letter 2844c, Special Branch, CID, 13 Sep. 1932, *USSF* 839)。なお 自尊運動関係各誌の発行年については正確な情報に乏しい。例えば ArooranやGeetha&Rajaduraiによると、『革命 (Revolt)』は1931年に休刊し [Arooran 1980, p.161], 1933年11月26日にタミル語誌の『革命 (Pratchi)』が発行された。1934年8月26日にはタミル語誌『理性 (Pagutharivu)』も創刊されたとされる

マドラス州における非バラモン運動の展開

- Geetha&Rajadhurai 1998, pp.252, 256 〕 ドラヴィダ連盟
Dravida Kazagam EVRが1944年に結党した政党 運営のホームページによると『革命 (Revolt)』の発行は1928 ~ 1929年、『革命 (Puratchi)』は1933 ~ 1934年、『理性 (Pagutharivu)』は1933 ~ 1939年となっている (http://www.periyar.org)。1934年10月12日の警察報告には、『理性 (Pakuttarivu)』の方が『革命 (Pratci)』より前に創刊され後者に引き継がれたが 後者が煽動的記事掲載によって罰金を科せられたことに抗議して発行を停止すると前者が再発刊されたとある (Report 2491c, Deputy Inspector-General of Police, 12 Oct. 1934, *USSF 896*)。]
- 73 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 74 Letter 1839c, Special Branch, CID, 10 Jun. 1932, *USSF 839*.
- 75 シンガーラヴェールの共産主義活動については別稿で論じる予定であるが シンガーラヴェールについて最も詳細な文献として、[Murukēsan & Cuppiramaniam 1991] がある。
- 76 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *USSF 896*. なお この処置によって正義党からの資金を断たれたEVRは大量の負債を抱え込み後にこの負債が原因で逮捕されることになる。 Letter 1522c, Deputy Inspector-General of Police, Railways and CID, 30 Jun. 1933, *USSF 839*.
- 77 *FNR*, 2nd half of Feb. 1929.
- 78 *Ibid.*, 1st half of Sep. 1928.
- 79 Letter 1839c, Special Branch, CID, 10 Jun. 1932, *USSF 839*.
- 80 ただし、自尊運動がどの程度富裕層の支持を獲得していたのかを示す史料は 管見の限り見つかっていない。
- 81 *Ibid.*
- 82 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *USSF 896*.
- 83 Letter 2844c, Special Branch, CID, 13 Sep 1932, *USSF 839*.
- 84 Letter 1917c, Special Branchm CID, 29 Jun 1932, *Ibid.*
- 85 ベルリン滞在中に運動支援金として2万ルピー相当額の寄付が集まったという。 Letter 1917c, Special Branch, CID, 29 Jun. 1932, *Ibid.*
- 86 Letter 2471c, Special Branchm CID, 12 Aug. 1932, *Ibid.*
- 87 Letter 2844c, Special Branch, CID, 13 Sep. 1932, *Ibid.*
- 88 Letter 1839c, Special Branch, CID, 10 Jun. 1932, *Ibid.*
- 89 彼はこの頃 カーストタイトルを使用しないという方針に従って「ナーダル」を捨て W・P・A・スングラパーンディアンと名乗っていたが ここでは史料の表記

に従った。

- 90 Letter 1839c, Special Branch, CID, 10 Jun. 1932; Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 91 Letter 1839c, Special Branch, CID, 10 Jun. 1932, *Ibid.*
- 92 1907年 インドの南端カーニヤクマリ近くのブータパンディに生まれた。青年時代に非バラモン運動が開始されたことから 社会宗教社会改革に興味を抱き ヴァイッカム・サティヤグラハやグルクラム論争にも参加している。EVRとコンタクトを持ったのはこのときであった。しかし EVRがその後自尊運動を開始して会議派と袂を分かったのに対し ジーヴァーナタンは ガンディーにも惹かれて会議派に入党し 会議派の活動を続けながら 同時に自尊運動にも関わるという特異なキャリアを積んだ。その後不服従運動に参加して逮捕されたが このころからガンディーの方針に飽き足らなくなっていた。そのようなときに獄中で共産主義者と交わり 共産主義へと急速に引かれていった。彼のキャリアについては、[Gousalya 1981] が詳しい。
- 93 The Aims and Ideals of the Self Respect Party of South India , Appendix C, Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *USSF 896*.
- 94 「サマダルマ」とは シンガーラヴェールの定義によると 共同所有 共同配分 利益の共有 民主的統制 労働者の支配などを意味する概念である。Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 95 EVRに1ヶ月遅れて33年1月23日に帰国したS・ラーマナータンは 議会選挙への参加を目標にすることに反対した。彼は 政治運動にかまけて社会改革が疎かになるのを恐れ、自尊運動はあくまで社会改革運動として迷信の根絶と大衆の啓蒙に専念するべきだと主張した。また社会主義国家実現のための戦いは議会の外で労働者組織を通じて行われなければならない まずは大衆の心をつかむことに全力を挙げべきだというのが 彼の立場であった。つまり EVRと彼の意見の相違は 社会改革を実現するために議会を利用するか否かの相違にあった。ラーマナータン自身 イーロード・プログラムの内容自体には賛同している [Appendix F, Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid*] ただ ラーマナータンは 議会主義を否定し革命に備えて大衆を教化していくことを重視するという意味で より「正統派」共産主義者の立場に近かった。これに対しEVRは 労働者の要求を一刻も早く実現していくためには現行政治体制をも利用しようとした点においてシンガーラヴェールと軌を一にしていた。
- 96 Samadharma Party of South India, Revised Proposals , Appendix C, Report

マドラス州における非バラモン運動の展開

- 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 97 例えば 王立労働問題委員会が行った聞き取り調査でも 女性労働者は地域や業種を問わず 託児所がないことへ不満を顕わにしている。 *Royal Commission on Labour in India*, vol. , part 2, Oral Evidence, p. 61.
- 98 残りは コーラルゴールドフィールド 2 名 ゴービチェッティパライヤン 1 名, ポンディチェリー 2 名 シュリーランガム 1 名 ティルッカンナブーラム 1 名 コドゥムディ 1 名 チダンパラム 1 名 サダンクラム 1 名 シャーリ 1 名 ジャヤルベツト 1 名 ムトゥペット 1 名 カライクディ 1 名 パットウコッタイ 1 名 ティルチェンゴドゥ 2 名 不明 3 名である。
- 99 Members present , Appendix D, Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *USSF* 896.
- 100 ただし 機関紙発行にかかる費用は EVRが月額150 ~ 200ルピー相当を自己負担していたという。
- 101 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 102 *Ibid.*
- 103 イーロード会議でサマダルマ党創設が決定された時に 党幹部委員会としてタミル各地から選ばれた32人の自尊運動活動家で構成される中央委員会を設置すると規定していた。
- 104 書記にはムトゥペット出身のダルマリンガム 会計にはネガパタム出身のS・P・クリシュナンなるものが就任したが 両者の履歴・職業は不明である。なお 警察記録には「地位もなにもない凄まじいならず者」とある。 *Ibid.*
- 105 Appendix F, Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, *Ibid.*
- 106 その他の自尊運動活動家も各地で宣伝活動を行って EVRをフォローした。共産主義を宣伝し ロシア式政府の素晴らしさを説明すると同時に 政治犯の釈放要求 失業者の再雇用要求等の具体的問題に言及することも怠らなかった。 *FNR*, 2nd half of May 1933; 1st half of Jul. 1933.
- 107 自尊連盟の「本来の」中央委員会メンバーであるスングラパーンディア・ナーダル等は 自尊運動から「戦闘的共産主義分子」を「武装解除」しようと試みたが失敗した。 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun 1934, *USSF* 896.
- 108 自尊運動は 1934年 9 月 正義党のために以下の行動プログラムを提案した。
- 1 公務員の賃金削減。
 - 2 人民の生活必需品を産する工場及び産業 公共交通

手段を公有化する。3 農産物生産者と消費者の間に金貸しやブローカーなどの仲介者は介在させない。4 貧しい農民の負債を帳消しにし 同時に 彼等が二度と犠牲にならないよう対処する。5 義務教育を実施する。禁酒をある程度奨励する。公務員職をある程度平等にあらゆるカースト, 宗教出身者に配分する。6 宗教は 個人の精神および個別の宗派に関わる私的な問題である。政治と宗教が相互指図するようなことがあってはならない。カーストに基づく特権や差別を厳禁する政令を発令する。7 固定的な給料受給者や直接耕作民には出来るだけ納税負担をかけるべきではない。最低限の生活資金以上の収入がある者 及び使用人の耕作によって収入を得ている地主にのみ 所得税と同様のシステムで土地税を課税する [Mangalamurugesan n.d., pp.189-190]

このように 正義党のためのプログラムは 従来の行動計画に比べれば 共産主義的色彩が薄められ宗教批判も穏健になっていた。ただし これをもって, 自尊運動が共産主義から遊離していったと判断するのは早計である。ここで想起すべき点として次の2点を指摘したい。第一は これがあくまでも正義党のための行動プログラムであったことである。つまり 相対的に穏健なのは 正義党にも受け入れられることが期待されていたからといえる。第二に このプログラムが発表される直前の1934年8月に共産主義が非合法化された事実である。非合法化によって 活動家全員が慎重な言動を心がけるようになったのである。なお 正義党は1935年に分裂し M・A・ムティヤー・チェッティ等が別グループを結成している。FNR, 1st half of Mar. 1935.

109 Report 1427c, Deputy Inspector-General of Police, 22 Jun. 1934, USSF 896.

110 FNR, 1st half of Mar. 1933; *Ibid.*, 2nd half of May, 1933.

111 *Ibid.*, 2nd half of Jun. 1935.

112 Letter 1085c, Special Branch, CID to the Chief Secretary, GOM, 11 May 1933, USSF 839.

113 Extract from the speech by EVR, Salem, 19 Mar. 1933, quoted in Letter 502c, Special Branch, CID, 3 Mar. 1933, *Ibid.*

114 Extract of speech by EVR and Raghavan, Erode, 19 Jan., 1933, quoted in the Letter 225c, Special Branch, CID, 31 Jan. 1933, *Ibid.*

115 Extract of speech by EVR, 19 Mar., 1933, Salem, quoted in the Letter 502c, Special Branch, CID, 3 Mar. 1933, *Ibid.*

116 括弧でくくられた共産主義という単語はEVR自身が明言したのか 速記・翻訳の時点で補足されたのか不明であるが おそらく翻訳時点で補足されたものと思わ

マドラス州における非バラモン運動の展開

れる。

- 117 Extract from the speech by EVR, 19 Feb. 1933, Salem, quoted in the Letter 481c, Special Branch, CID, 28 Feb. 1933, *Ibid.*
- 118 Extract from the speech by EVR, 19 Mar., 1933, Salem, quoted in the Letter 502c, 03 Mar. 1933, *Ibid.*
- 119 Extract from the speeches by EVR, enclosure of the Letter 1085c, Special Branch, CID, 11 May 1933, *Ibid.*
- 120 1932年11月20日の演説。場所は言及されていないが 2日後にマドラス市内で演説していることから マドラス市あるいはその近郊であろう。 *Ibid.*
- 121 Substances of speeches in chronological order, *Ibid.*
- 122 Extract from speeches by EVR, enclosure of the Letter 1085c, Special Branch, CID, 11 May 1933, *Ibid.*
- 123 例えば, 1933年3月15日コーインバトゥール県アルッパパライヤンでの演説 1933年3月19日ラームナド県カライクディでの演説 33年4月10日タンジョール県ニーダーマンガラムでの演説 *Ibid* や 1933年2月9日チェンニマライでの演説 (Substances of speeches by EVR in chronological order, *Ibid*)
- 124 Extract from speech by EVR, 30 Jan. 1933, quoted in the Letter 290c, Special Branch, CID, 7 Feb. 1933, *Ibid.*
- 125 *Ibid.*
- 126 Extract from speech by EVR, 30 Jan. 1933, quoted in the Letter 290c, Special Branch, CID, 7 Feb. 1933, *Ibid.*
- 127 *Ibid.*
- 128 Extract from speech by EVR, Mayavaram, Tanjore, 7 Feb. 1933, quoted in the Letter 400c, Special Branch, CID, 21 Feb. 1933, *Ibid.*
- 129 Extract from speech by EVR, 19 Feb. 1933, Salem, quoted in the Letter 481c, Special Branch, CID, 28 Feb. 1933, *Ibid.*
- 130 Extract from speech by EVR, Mayavaram, Tanjore, 7 Feb. 1933, quoted in the Letter 400c, Special Branch, CID, 21 Feb. 1933, *Ibid.*
- 131 例えば 1932年12月29日コーインバトゥールでの演説 1933年1月30日カンチープラムでの演説 1933年1月30日コーインバトゥールでの演説 同年2月12日トラヴァンコールでの演説 同年2月19日セーラムでの演説 同年2月28日ヴィルドゥナガルでの演説 同年3月12日ティルヴァッルールでの演説 同年3月19日セーラムでの演説 同年4月4日タンジョールでの演説など 枚挙に暇がない。 Letter 1085c

Special Branch, CID, 11 May 1933, *Ibid.*

- 132 1933年1月30日のコーインバトルの演説で、「ジョージ5世が神聖な存在だといまどき誰が信じるか？」と発言したのが唯一の例である。Extract from speech by EVR, 30 Jan. 1933, Coimbatore, quoted in the Letter 290c, Special Branch, CID, 7 Feb. 1933, *Ibid.*
- 133 Extract from the speeches by EVR, *Ibid.*
- 134 *Ibid.* (1933年3月20日テンマパッティの小学校での演説)
- 135 *Ibid.* (1932年11月8日トゥティコリンでの演説)
- 136 *Ibid.* (1932年11月20日自尊活動家集会での演説)
- 137 *Ibid.* (1933年3月20日ラームナド県シヴァガンガ自尊協会での演説 1932年11月9日マドゥライイ自尊連盟による歓迎集会での演説)
- 138 *Ibid.* (1932年11月9日マドゥライイ自尊連盟による歓迎集会での演説)
- 139 *Ibid.* (1932年11月8日トゥティコリンでの演説)
- 140 *Ibid.* (1933年3月19日セーラムでの演説)
- 141 *Ibid.* (1933年3月28日イーロード自尊青年連盟集会での演説)
- 142 *Ibid.* (1933年3月28日イーロード自尊青年連盟集会での演説)
- 143 *Ibid.* (1933年4月17日アルップコッタイのアーディ・ドラヴィダのための学校での記念行事における演説)
- 144 Extract from speech by EVR, 30 Jan. 1933, Coimbatore, quoted in the Letter 290c, Special Branch, CID, 7 Feb. 1933, *Ibid.*
- 145 Extract form Speech by EVR, *Ibid.* (1933年4月18日 アルップコッタイでの演説)
- 146 Letter 1085c, Special Branch, CID, 11 May 1933, *Ibid.*
- 147 Extract form Speech by EVR, *Ibid.* (1933年1月19日イーロードでの演説)
- 148 *Ibid.* (1933年3月20日ラームナド県シヴァガンガ自尊協会での演説)
- 149 Extract from the speeches by EVR, *Ibid.*
- 150 Public G.O. 298 s, 15 Jul. 1934, *USSF 896.*
- 151 Letter 1085c, Special Branch, CID, to Chief Secretary, GOM, 11 May 1933, *USSF 839.*
- 152 例えば Extract from the Fortnightly Report, District Magistrate, Coimbatore, 26 Feb. 1933; Letter CO83/33, District Magistrate, Ramnad, to Chief Secretary, Public Department, GOM, 7 Apr. 1933; Extract from Fortnightly Report, District Magistrate, Tanjore, 29 Apr. 1933, *Ibid.*
- 153 Opinion, P.Venkataramamurthy, Advocate-General, 9 May 1933, *Ibid.*

マドラス州における非バラモン運動の展開

- 154 Opinion, P.Venkataramamurthy, Advocate-General, 5 Jul. 1933, *Ibid.*
- 155 The opinion of the Public Prosecutor of Madura, 5 Apr. 1933, *Ibid.*
- 156 なお EVRは、1933年6月に逮捕されているが、その理由は借金未返済であった。EVRが編集発行を請け負っていた『ドラヴィダ民族』紙の経費がかさんで借金を重ねた結果 返済不能となり タイプライターや紙まで差し押さえられた末に逮捕され 6ヶ月間拘禁されることになった。しかし EVRが逮捕されても その他の自尊運動活動家による共産主義宣伝は止まることなく 政府はこれを放置せざるを得なかった。Letter 1522c, from Deputy Inspector-General of Police, Railways and CID, Mylapore, to the Under Secretary, GOM, 30 Jun 1933, *Ibid.*

文献リスト

- 1 タミルナードゥ州公文書館所蔵未公刊史料
Fortnightly Reports `FNR`
Native Newspapers Reports `NNR`
Under Secretary Secrete Files `USSF`
Public Department Government Orders `Public GO`
Local and Self-Government `Local and Municipality` `Department Government Orders` `LSG(L&M GO`
Administration Report of North Arcot, 1923-24.
- 2 公刊史料
Census of India, Madras, 1901, 1911, 1921.
Madras Legislative Assembly Debates `MLAD`
Royal Commission on Labour in India, vol. , part 2, Oral Evidence. London, His Majesty s Stationery Office, 1931` `RCLI` .
- 3 定期刊行物
Madras Mail
Kuṭi Aracu
- 4 ホームページ
ドラヴィダ連盟ホームページ `http://www.periyar.org`

5 二次史料

- An admirer 1962. *Periyar E.V.Ramasami: A Pen Portrait*. Madras: The Periyar Self-Respect Propaganda Institution.
- Baker, C.J. 1976. *The Politics of South India 1920 1937*. New Delhi: Vikas Publishing House.
- Copland, I. 1973. The Maharaja of Kolhapur and the Non-Brahmin Movement 1902 10. *Modern Asian Studies* 'MAS' 7 2, pp.209 225.
- Dictionary of National Biography, 4 vols.* 1972 1974, S.P.Sen ed., Calcutta: Institute of Historical Studies.
- Diel, A. 1978. *Periyar E.V.Ramasamy: A Study of the Influence of Personality in Contemporary India*. Delhi: BI.
- Gore, M.S. 1989. *Non-Brahman Movement in Maharashtra*. New Delhi: Segment Book Distributors.
- Gousalya, S. 1981. *Life and Work of Jeevanandan*. Madurai: Unpublished M.Phil thesis, Madurai Kamaraj University.
- Hardgrave Jr., R. 1965. *The Dravidian Movement*. Bombay: Popular Prakashan.
1969. *The Nadars of Tamilnadu: The Political Culture of a Community in Change*. Barkley: University of California Press.
- Inden, R. 1990. *Imaging India*. Delhi: Oxford University Press.
- Irschick, E.F. 1969. *Politics and Social Conflict in South India: The Non-Brahman Movement and Tamil Separatism, 1916 1929*. California: University of California Press.
1986. *Tamil Revivalism in the 1930's*. Madras: Cre-A.
- Justice Party Golden Jubilee Souvenir*, n.p., 1966.
- Justice P. Benugopal, 1992. *Justice and Social Justice*. Madras, publisher not mentioned.
- Mangalamurugesan, N.K. n.d. [1979?] *Self-Respect Movement in Tamil Nadu 1920 1940*. Madurai: Koodal Publishers.
- Mudaliar, C.Y. 1978. "The Non-Brahmin Movement in Kolhapur. *Indian Economic and Social History Review* 'IESHR' 15 1, pp.1 19.
- Muruk saṅ, K., Cuppiramaṇiyam, C.E. 1991. *Cinkārav lu Tennintiyāvin Mutal Kamyūnist*, Singaravelu 'The First Communist in South India'. Cennai, Niyu Cencuri Puk Havus. (in Tamil)

マドラス州における非バラモン運動の展開

- Nathan, A.V. 1929. *Justice Year Book*. Madras: publisher not mentioned.
- O'Hanlon, R. 1985. *Caste, Conflict, and Ideology: Mahatma Jotirao Phule and Low Caste Protest in Nineteenth-Century Western India*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Omvedt, G. 1973. Non-Brahmans and Communists in Bombay. *Economic and Political Weekly [EPW]* Apr.21, pp.749-759 and Apr.28, pp.800-805.
1973. The Satyashodhak Samaj and Peasant Agitation. *EPW* Nov.3, pp.1971-1982
1976. *Cultural Revolt in a Colonial Society: The Non-Brahman Movement in Western India 1873-1930*. Bombay: Scientific Socialist Education Trust.
1995. *Dalit Visions: The Anti-Caste Movement and the Construction of an Indian Identity*. New Delhi: Orient Longman.
- Periyar An Anthology*. 1992. Madras: The Periyar Self-Respect Propaganda Institution.
- Ramaswami, E.V. 1991. *Religion and Society: Selections from Periyar's Speeches and Writings*. Madras: Emerald Publishers.
- Rosenthal, D.B. 1973a. From Reformist Princes to Co-operative Kings I - Political Change in Pre-Independence Kolhapur. *Economic and Political Weekly [EPW]* May.19, pp.903-910.
- 1973b. "From Reformist Princes to Co-operative Kings II - The Personalisation of Kolhapur Politics: 1947-67." *EPW* May.26, pp.951-956.
- 1973c. From Reformist Princes to Co-operative Kings III - Trends Toward Routinisation in Kolhapur Politics. *EPW* Jun.2, pp.995-1000.
- Sarkar, S. 1983. *Modern India 1885-1947*. Madras: Macmillan [邦訳: 長崎暢子・中里成章・臼田雅之・粟屋利江訳『新しいインド近代史: 下からの歴史の試み』研文出版 1993年]
- Spencer, G.W. 1969. Religious Networks and Royal Influence in the 11th Century South India. *Journal of the Economic and Social History of Orient* 7, pp.154-165.
- Srinivas, M.N. 1962. *Caste in Modern India, and other essays*. Bombay: Asia Publishing House.
1963. *Social Change in modern India*. Berkeley: University of California Press.

- Stein, B. 1960. Economic Function of a Medieval South Indian Temple. *Journal of Asian Studies* 19 2, pp.163 176.
1978. *South Indian Temples: An Analytical Reconsideration*. New Delhi: Vikas.
- Thorpe, A. 2000. *The British Communist Party and Moscow, 1920 43*. Manchester: Manchester University Press.
- Washbrook, D.A. 1975. *The Emergence of Provincial Politics: The Madras Presidency 1870 1920*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Zelliot, E. 1970. The Nineteenth Century Background of the Mahar and Non-Brahman Movements in Maharashtra. *IESHR* 7 1, pp.397 415.
- 栗屋利江 1991. 「英領マラバルにおけるティーヤルの『カースト』運動 その内容と組織をめぐって」, 『南アジア研究』第3号 1 23頁
- 辛島昇 1994. 「ヴィジャヤナガル王国の封建支配」 辛島昇編『ドラヴィダの世界』東京大学出版会 166 178頁
- 栗原浩英 1994. 「インドシナ共産党成立の経緯 (1929 ~ 31年)」, 『アジア・アフリカ言語文化研究』46 47合併号 79 95頁
- 小倉泰 1994. 「王の神格化と大寺院の建立 チョーラ朝の試み」 辛島昇編『ドラヴィダの世界』東京大学出版会 154 165頁
- 志賀美和子 1998. 「1925年マドラス・ヒンドゥー寄進法の性格 「政教分離」 理念の分析を手がかりに」, 『南アジア研究』第10号 92 115頁
2001. 「寺院開放諸立法と「政教分離」概念 1930年マドラス州の場合」, 『史学雑誌』第110編第10号 51 72頁
- 水島司 1990. 「18 20世紀南インド在地社会の研究」東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 『南インドを知る事典』新訂増補版 2002年(初版1992年), 平凡社
- 山下博司 1996. 「ドラヴィダ運動の燦 ヴァイッカム・サティヤーグラハとE.V.ラマサーミ・ナーイッカル(ペリヤール)」, 内藤雅雄編『解放の思想と運動』(叢書カースト制度と被差別民第三巻), 明石書店 315 336頁